

平成27年度第1回佐倉市行政評価懇話会

1 日 時 平成27年7月30日（木）午後3時20分～午後5時00分

2 会 場 佐倉市役所1号館3階会議室

3 内 容（議事）

（1）市長あいさつ

（2）議 事

①平成26年度行政評価懇話会意見への回答について

②第4次佐倉市総合計画前期基本計画総括レポートについて

③平成27年度評価対象について（対象施策の選択）

4 その他

（1）事務連絡等（事務局）

資料

- ・資料1 平成26年度行政評価懇話会意見への回答について
- ・資料2 佐倉市総合計画前期基本計画総括レポート
- ・資料3－1 第4次佐倉市総合計画施策体系表
- ・資料3－2 部局との意見交換について（これまでの流れ）
- ・資料4 平成27年度行政評価懇話会スケジュール（案）

- ・実施計画書（第3回改訂版）
- ・行政評価に関する意見書（H26）

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
1	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	市民の理解	ごみの減量化のため、市民一人ひとりの協力を得る工夫 ・具体的行動の啓発 ・自治会や地域まちづくり協議会との連携 ・広報紙面を活用した市民とのコミュニケーション	8	ごみの減量化には市民一人ひとりの協力が不可欠です。市では生ごみ処理機の補助など、様々な方策によりごみの減量化に取り組んでいますが、より積極的かつ具体的に、工夫を凝らして市民にごみの減量化に係る情報を伝える努力をすべきです。例えば、ごみを出さない調理法や水分を切って出すなどといった具体的な行動の仕方や、それによる効果を分かりやすく紹介することにより、市民の協力が得やすくなるのではないのでしょうか。自治会やPTA、学校運営委員会、地域まちづくり協議会などを通じた啓発なども考えられます。 また、ごみ処理にどれだけの経費を要し、市民が協力することでどの程度減量化や経費削減ができるのか、広報紙などを通じて市民に周知する。更に、広報紙上で、市民の反応や意見、それに対する市の回答を紹介するなど、市民と情報のキャッチボールを行うことが一緒に考える契機となります。 市民といかにコミュニケーションするかが重要です。市が市民目線できめ細かく呼びかけ、市民がそれに応えて一斉に行動に移すことができれば、目に見える大きな効果が期待できます。	・減量化推進事業 ・一般廃棄物収集運搬事業	廃棄物対策課	自治人権推進課 広報課 指導課	現在も広報紙や広報番組、ミニコミ誌やパンフレットなどを活用したごみ減量化やごみ処理についての情報を発信しております。 今後も、ごみ減量化の手法やごみ処理に要する経費などについての情報提供に努めてまいります。
2	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	高齢化社会への対応	・高齢者福祉課や防災防犯課、自治人権推進課と協力し、高齢者のゴミ問題対策を検討する。 ・個別回収についての研究も進める。	9	佐倉市は、平成26年3月末現在で高齢化率26.1％、要介護認定の高齢者は6,352人となっており、いずれも増加傾向にあります。ごみ処理に関する施策においても、高齢化対策を実行すべきではないでしょうか。 加齢による身体的な問題から、これまで環境美化活動に協力していた方々が活動に参加できなくなる。ごみ集積所までの距離が遠いため、重量のあるごみ出しが難しくなる人がいて、最悪の場合、そのままゴミ屋敷化するといった問題も、今後増加する可能性があります。 廃棄物対策課だけで対応するのではなく、高齢者福祉課や防災防犯課などが協力して、福祉・防犯といった視点も含めた新たなシステムを作ることが必要です。自治会やNPOなどによる、近隣の助け合い事業を促進させる取組など、自治人権推進課との連携も検討してください。 一部の自治体で行われている家庭ごみの戸別回収などについても検討してはいかがでしょうか。高齢化対策については様々な手法について予断のない姿勢で研究を進めてください。	一般廃棄物収集運搬事業	廃棄物対策課	高齢者福祉課 防災防犯課 自治人権推進課	ごみ出しなどの高齢化対策を実施するには、対象世帯の把握が必要となりますので、その手法や対策の内容などについて、先進市の事例などを調査し、関係各課と協議しながら研究してまいります。
3	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	災害時の対応	大規模災害発生を想定したゴミ処理に関する対策検討	9	大規模災害の発生により、ごみ処理機能が停止した場合は、衛生面や環境面などで市民生活に大きな影響が出ます。災害初期におけるごみ処理対応についてあらかじめ想定し、担当職員がごみ処理の業務に速やかに取り掛かれる体制を整備しておく必要があります。市では、焼却施設が稼動しなかった場合や施設への道路が通行不可となった場合を想定し、廃棄物の仮置き場用地の選定作業を進めているとのことですが、できるだけ早急にこれら災害対応方針を確立し、市民に情報を提供していただきたいと考えます。当懇話会では、これまでも「災害対応については遠隔地の自治体や企業等との連携により災害に強い佐倉市を目指してください。」という意見を述べてきました。ごみ処理に関しても同様に、最悪の事態を想定して、対応を検討してください。	一般廃棄物収集運搬事業	廃棄物対策課	防災防犯課	大規模災害時におけるごみ処理の計画につきましては、佐倉市防災計画に含まれております。今後、市全体の災害対策を考える中で関係課と連携し、具体的な行動計画（マニュアル等）の策定について研究してまいります。
4	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	女性の視点	ゴミ処理に関して、女性の視点を重視した取組	9	各家庭において、家事の多くを女性が担っているという現実があることを勘案すると、ごみ処理に係る各施策及び事業の推進にあたり、女性の視点が不足していると感じます。環境部に女性職員を配置することが必要ではないのでしょうか。職員構成や業務の性質上、配置が難しいのであれば、他所属の女性職員を集めた検討チームにより改善策を検討することや、市民によるモニター制度の導入など、市民へ直接意見を聞くといった場を増やし、女性の視点を重視して、より効果的な取組を開発していくことを提案いたします。	・減量化推進事業 ・一般廃棄物収集運搬事業	廃棄物対策課	人事課	女性の視点の有用性については理解しておりますが、当課の業務は、各種の危険を伴う実働事案が多いことから、当女性職員の積極的な配置は難しいと考えます。 また、当課の業務のどの部分において女性の視点が必要であるのかについて、今後研究をしてまいりたいと考えますが、職員の勤務時間のほとんどが市民対応や実働事案に充てられ、各種の施策の検討や実施まで手が回らないという現状がありますので、まずはこうした現状の改善を図りたいと考えます。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
5	2	快適な生活 環境が保た れたまちに します	自治 会等と の連 携	・積極的に活動して いる自治会活動の 周知 ・他市事例を参考に した自治会等との 連携促進	10	環境問題は、市民にとって身近な問題であり、自治会をはじめとする地域住民の取組が重要です。市内の自治会においては、環境部門担当者の設置や、住民主体の地域清掃といった活動も見受けられます。市内各所に同様の活動が広がるよう、先進的な活動事例を他の自治会や市民に周知することを提案します。また、豊田市では小学校区や自治区を取組単位とした「ごみダイエット家計簿チャレンジ事業」で1人1日あたり38gの減量にチャレンジする事業を展開しています。他市のこのような事例も参考に、自治会等との連携を検討してください。	環境美化対策 事業	廃棄物対策課	自治人権推 進課	現在におきましても、ゴミゼロ運動の実施や町内清掃における収集物や不法投棄物の回収などにより、自治会と連携した環境美化対策に取り組んでおります。 また、日常の業務においても、不法投棄やごみ排出方法の順守などに関する相談が市民や自治会からあった場合は、自治会における環境担当者の設置やパトロールの実施などを提案し、他自治会等の取組についても伝えております。 今後も各自治会や関係課との連携を図りながら、このような取組が広がるよう努めてまいります。
6	2	快適な生活 環境が保た れたまちに します	環境 美化と 防犯	環境美化が防犯にも資する点を生かし、啓発事業の統合など、効果的な取組の検討	10	「割れ窓理論」によれば、落書き、ごみのポイ捨てなどの軽犯罪の放置が犯罪を誘発し、逆に皆が関心を払って美化に取り組んでいる町では犯罪が少ない、といった傾向があると言われています。環境美化は防犯上の効果も期待することができます。花いっぱい運動などの環境美化活動と防犯活動の連携を図ることで、個々の活動の価値が高まり、分散しがちな市民の力をひとつにしていけることもできます。個別に実施している啓発事業の統合など、効果的な実施方法を検討してはいかがでしょうか。	・環境美化対 策事業 ・減量化推進 事業	廃棄物対策課	防災防犯課	現在におきましても、ゴミゼロ運動の実施や町内清掃における収集物や不法投棄物の回収などにより、自治会と連携した環境美化対策に取り組んでおりますが、本件については、共働き世帯や単身者世帯の増加により、日中の不在居宅が多くなっていることも視野に入れて考える必要があると思われますので、少子化や人口減などに対する市全体の施策を策定する中で、自助、共助の観点も含め研究してまいります。
7	2	快適な生活 環境が保た れたまちに します	国へ の要 望	ごみを生み出さない 仕組みづくりを国へ 積極的に要望して いく	10	ごみ処理問題の大きな課題のひとつに、企業などの生産者責任の制度化が不十分であると考えます。3R（リデュース、リユース、リサイクル）注の仕組みづくりは産業構造の改革を伴うものであり、その実現を図ることは国の役割です。まずは産業分野でごみを生み出さない商品づくりなどが大切です。商品を安全に廃棄処理することやそのコストを包括した商品開発の枠組みなど、商品の生産段階からの仕組みづくりが必要ではないでしょうか。自治体はごみ処理のために莫大な経費を負担しているのですから、国に対して機会を捉えて、その仕組みづくりを進めるように要望をしていくべきだと考えます。 また、家電リサイクル法の対象4品目については、廃棄時にリサイクル券の購入が必要であることから、それを払うのが惜しいという理由による不法投棄も存在します。海外では、廃棄費用とデポジット（保証金）が購入価格に含まれ、廃棄時にデポジットが返却される仕組みを採用している国もあります。日本でも、環境にやさしいほうが得になる制度設計を行っていくべきです。この点についても、国に対して積極的な働きかけをしていくべきと考えます。 更には、3Rにリジェネレーション（再生品の使用を心がける）、リフューズ（ごみになるようなものはもらわない）を加えた5Rという考え方も提唱されており、その普及を図ることも今後の重要な取組のひとつと考えます。佐倉市が環境先進市として積極的に住民啓発などに取り組み、市の内外に発信していくことが、佐倉市の価値を高め、まちのブランド化に資すると考えます。		廃棄物対策課	企画政策課	3Rの推進には、企業の協力が欠かせないものと認識しておりますので、生産者責任の明確化やデポジット制度の導入などの検討について、市が加入している全国都市清掃会議や千葉県環境衛生促進協議会などを通じて国や県へ要望しております。 今後も制度化へ向けた国や県への要望や意見交換などを引き続き実施してまいります。 また、再生品の使用などにつきましても、3Rの推進を図る中で市民への啓発に努めてまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
8	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	ゴミ屋敷について	ゴミ屋敷対策について福祉部門、環境部門、地域住民等とが協力した支援体制の整備の検討	11	住宅の周りにごみがあふれ、近隣にまで迷惑を及ぼす、いわゆる「ゴミ屋敷」については、近年社会問題として報道機関にも取り上げられています。佐倉市でも、自治会長等へ相談が持ち込まれる等の事例が見受けられます。近隣住民には迷惑なごみも、屋敷主の所有物であるとされ、容易に処分することができません。加えて、屋敷主の合意を得ずに私有地に立ち入ることは、不法侵入となることから、問題の解決は難しい状況となります。 ゴミ屋敷が生まれる根本原因の解決なしにごみ処理だけを強行しても、効果は一過性であり、再びゴミ屋敷となる懸念があります。ゴミ屋敷化の原因は、経済的な困窮、精神疾患に起因するもの、孤立や認知症など様々です。また、所有者はそれがゴミ屋敷であるという自覚を持っておらず、支援を受ける必要性も感じていないため、アウトリーチ注 の取組が必要となるケースも多くあります。解決には地域住民の理解や継続的な協力、見守りなどが必要です。 このようなことから、ゴミ屋敷へのアプローチは、地域における協力体制を構築し、福祉部門と環境部門が連携して行う必要があります。大阪府豊中市では「福祉ゴミ処理プロジェクト」として、本人が支援を求める場合と拒否する場合を想定した上で、ごみ分別、運搬、焼却について、関係機関等の役割分担と対応の流れを定めています。それにより多くの相談が寄せられるようになったということです。 佐倉市でも、自宅がゴミ屋敷となっていた障害をもつ方に対し、生活困窮者自立支援事業による地域ぐるみの支援を行った事例があるとのこと。単身高齢者世帯の増加などにより、このような事案は今後、増加する可能性があることから、関係機関の連携を促進し、支援体制を整備する必要があると考えます。 市が現状認知しているよりも多くの事案が地域に内在している可能性を踏まえて、今後の対応を検討していただきたいと思います。		廃棄物対策課	社会福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課 自治人権推進課	いわゆる「ごみ屋敷」への対応においては、「ごみ」と「有用物（財産）」の明確な区分が困難なことから、どの自治体においても頭を痛めている問題です。この問題を解決するには、福祉の観点における検討と法規上の検討を十分に行う必要があると考えますので、今後も現在の取組を生かす中で、関係各課との連携を図りながら対応を研究してまいります。
9	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	最終処分場の延命化	最終処分場の延命化のため、更なるごみの減量化への取組	12	全国的に、廃棄物の処理・処分場は不足傾向にあり、特に最終処分場については、その用地の確保が大きな課題となっています。 佐倉市は最終処分場の延命化により平成45年度までの処理容量を確保しているとのこと。最終処分場の延命化成功は、清掃工場での分別の徹底により、埋め立てごみ量を10分の1程度に圧縮したこと起因します。 これは、素晴らしい取組であると評価します。一方で、今後のごみの増加量は予測しがたい点もあることから、予断なく更なるごみの減量化に取り組むべきと考えます。各家庭の減量目標値を定めるなど、市民が取り組める効果的な事例を示しながら、市全体としての目標値を設定し、処理コストの削減や環境の継続性を高めるために、市民と力を合わせて取り組む必要があります。	・最終処分場管理事業 ・最終処分場整備事業	廃棄物対策課		ごみの減量化や最終処分場の延命化には、3Rの推進と分別の徹底が欠かせないものと認識しておりますので、現在においても各種メディアを活用した啓発を行っております。また、「佐倉市一般廃棄物処理基本計画」において、平成31年度における市民一人が1日に排出するごみの量を763.1gと推計し、これに対する減量目標値を752.6gとしております。今後も目標達成に向けて取組を行ってまいります。3Rの推進や分別の細分化が処理コストの削減に直接結びつかない面もありますので、様々な側面からごみ処理のあり方を研究してまいります。
10	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	不法投棄対策について	不法投棄対策について、市民参加の充実や他市事例の活用、また警察や千葉県との連携強化、違反者への厳しい対応など、未然防止のための対策強化	12	佐倉市における不法投棄は、建設系廃棄物がそのほとんどを占めていることから、悪質な事業者による行為を未然に防止することが非常に重要です。一旦不法投棄が行われると、現場の回復には多額の費用を要しますが、その費用を負担すべきである不法投棄を行った事業者の特定、またその費用の回収はかなり困難であると考えられます。市では不法投棄監視事業や不法投棄対策事業などにより、職員・市民による監視を行っていますが、市民参加を更に充実させるなど、その手段の強化を検討してください。抑止のため一例として、「監視カメラが設置されています」といった看板を設置することによっても、一定の効果が見込めるのではないのでしょうか。全国で同様に対策を練る自治体の事例など様々な手法を検討してください。加えて、警察や千葉県との連携を更に強化し、違反者に対しては、厳しい姿勢での対応を望みます。	・不法投棄監視事業 ・不法投棄対策事業	廃棄物対策課		現在も警察や県との連携を図る中で、不法投棄防止指導員によるパトロールを実施し、違反者に対しては厳しい姿勢で対応しております。今後もこのような対応を継続してまいります。市民の皆様が不法投棄を許さないという気持ちを持っていただくことにより、市全体で不法投棄を防止することも必要と考えますので、こうした取組についても研究してまいります。
11	2	快適な生活環境が保たれたまちにします	指標について	市民の日々の目標となるような身近な指標の設定	12	現在の指標は、「1日あたりの処理量」「1年間の家庭ごみ回収量」などとなっています。行政側の取り組み状況がわかる数値や全体量・全体経費、他市との比較も重要ですが、市民の日々の目標となるような、より市民が身近に感じられる指標を掲げてはいかがでしょうか。市民1人当たりの経費がどれほどかかっているかといった数値や、達成された場合の経費削減額などを提示しながら、1人1日あたりのごみ排出量の現状値と、その減量目標など、市民一人ひとりの行動による効果が実感しやすい指標を検討してください。	佐倉市、酒々井町清掃組合負担金	廃棄物対策課		市民の目標となるような指標がどのようなものか、その根拠となる数値の選定も含め、今後研究してまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
12	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	整備の優先順位化と 市民合意	・道路の保全整備の優先順位の明確化と整備計画の周知 ・歩道に特化した改善計画の検討 ・市民参加の推進	13	市の道路担当部局には毎年多くの苦情・要望が寄せられ、その対応に多くの労力が投入されています。道路整備には多額の費用がかかるため、更新工事は優先順位を定めて、財政状況を勘案しつつ、順次進めていかざるを得ないという事情は理解できます。市民の理解を得るためには、道路の保全整備の優先順位等の明確化、整備計画の周知が重要です。ルールが明確で理解しやすいものであれば、順番を待つことについて、納得する人の数も増えると考えます。 また、歩道整備は、路線の改修や新規整備にあわせて行う方針であるのですが、歩道に特化した改善計画も必要ではないでしょうか。駅、病院、保育園及び福祉施設周辺の道路、通学路、観光施設ルートなどの利用頻度の高い路線を優先しつつ、事故の発生状況などの要素を勘案して、歩道整備の優先順位を明示した計画の作成を検討すべきと考えます。 市が平成26年3月に策定した「佐倉市幹線道路整備方針」には、パブリックインボルブメントの実践についての記述があります。それによると、整備のための設計図等が作成される前に道路整備の課題などを住民と行政が互いに検討しあい、将来の整備方針を検討する試みを、平成15年に既に実施しています。また今後は、「道路計画づくりへの市民の参加と、市民参加を整備優先度にも反映する仕組みづくりも検討していく」としています。この方針に基づき取組を進めていただきたいと考えます。	・道路改修事業 ・幹線道路整備事業	道路維持課 道路建設課		舗装補修計画でございますが、平成23年からの実施5箇年計画では、Ⅰ、Ⅱ級幹線などを中心に職員により現地調査を実施し、舗装面の状況などから計画を策定しましたが、平成28年度からの5箇年計画においては、国の指導により道路ストックの点検として、業者に委託して路面性状調査をⅠ、Ⅱ級幹線などで約145キロメートル実施しております。この調査により路面のひび割れ率などを確認し、舗装補修計画においては、この調査結果のひび割れ率40パーセント以上の箇所を優先して補修計画を策定することとしております。 歩道につきましては、その車道部分の舗装補修工事の時に一緒に工事を実施したことはございますが、現在歩道の補修計画はありませんので、今後検討してまいります。 歩道に特化した改善計画の検討については、路側帯の着色や、交差点付近では、用地確保も含めた整備を進めており、今後とも、交通量や周辺施設等を勘案し、必要な箇所について、整備を進めてまいります。
13	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	災害対応と 道路	緊急輸送ルートの確保のため、県道や市道について災害時の対応を想定した危険箇所の把握、水運の活用検討	14	防災・減災対策の成否は、平時に災害を想定した準備がどれだけできているかによります。道路管理者は、平時から、災害時に冠水や土砂崩れの被害を受ける可能性が高い道路を把握しておくことが求められます。緊急輸送のための国道の通行を確保することが最優先事項ですが、県道・市道に関しても幹線道路を中心に、危険箇所の事前把握が重要です。それにより、万一の際の初動時の救援・物流ルートの適切な選択が可能となるのではないのでしょうか。災害時の対応を想定して道路の再点検を実施してください。 更に念を入れて、道路が寸断された場合の印旛沼や鹿島川など水運の活用についても検討しておくことも考えてはいかがでしょうか。道路管理は物流管理であるという視点から、防災防犯課と連携して方策を検討する必要があるのではないかと考えます。	・道路維持管理事業 ・道路改修事業 ・幹線道路整備事業	道路維持課	防災防犯課	佐倉市が管理している道路について、現在、緊急輸送道路として選定している路線はありませんが、千葉県が選定する路線を補完するほか、ヘリコプター臨時離発着場、市内の防災備蓄倉庫、緊急医療機関や活動拠点候補地等を連絡するため、使用可能な市が管理する道路の緊急輸送道路としての選定について、調査・研究を進めてまいります。
14	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	将来人口に見合った道路 行政	過剰な新規道路整備を避け、原因等の分析による部分修正など費用対効果の重視。	14	渋滞を解消するために、次々と新たな道路を整備するといった、高度成長期にとられた施策は、今後の人口減少社会にはふさわしくないと考えます。一概に道路新設の効果を否定はするわけではありませんが、過剰な道路整備は後の世代に大きな負担を担わせることとなります。交通渋滞や危険箇所の原因等を詳細に分析し、できる限り部分的な修正により対応すべきです。交差点の改良などで、渋滞を解消できることもあるのではないのでしょうか。	幹線道路整備事業	道路建設課		交通渋滞や危険箇所の原因等について警察署とも協議の上、可能な限り部分的な改修を行うなどにより渋滞解消を図ってまいりたいと考えております。
15	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	高齢化社会への対応	健康寿命の延伸を狙いとした道路環境の整備、こどもや障がい者にも優しいユニバーサルデザイン、「歩きやすいまち」の実現	14	佐倉市の高齢化率は年々進行しており、道路施策においても、喫緊の課題として、今後確実に増加する高齢者への対応が必要となっております。高齢になっても、満足度の高い生活を送れるように、健康寿命を延伸させる施策が重要です。健康な高齢者が増えることで、結果として、介護サービス等に要する経費も圧縮されます。健康維持、認知症予防という点からも、高齢者が安心して外出できる環境づくりが必要です。高齢者だけでなく、子どもや障害者にも安全で優しいユニバーサルデザインに基づく道路整備を推進すべきです。 安全の確保という点では、例えば、路側帯を歩行エリアとして着色するだけでも一定の効果があると言われています。経費削減の工夫なども行いながら「歩きやすいまち」の実現に向け、道路整備を進めていただきたいと考えます。	幹線道路整備事業	道路建設課	高齢者福祉課 障害福祉課 子育て支援課	現在までも路側帯を着色し、自動車通行部分との明確化を図り、歩行者の安全を確保する整備を進めておりますが、引き続き、関係課とも連携し「歩きやすいまち」の実現に向け、道路整備を進めてまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
16	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	新しい交通 ルール の周知と市民の 安全確保	交通ルールの改正 時に子どもや高齢 者の視点もふまえた情報提供を積極 的に実施する。	15	これまで自転車は、道路の左側、右側の路側帯どちらも通行可能でしたが、道路交通法改正により平成25年12月1日から、左側の路側帯しか通行できなくなりました。また、13歳未満の子どもと75歳以上の高齢者は、自転車で歩道を走れるようになりました。これらの新ルールを知らないために発生している事故・トラブルもあるのではないのでしょうか。 ルールを守らない人がいることは事実ですが、取決めに知らないために起こる事故もあることから、事故防止には、高齢者を含む多くの市民に周知することが重要です。他市ではホームページ等で、絵図を活用して改正内容を紹介し、周知を図っているところがあります。市民の安全確保の点から、積極的な情報提供が望まれます。交通施策という視点に限定せず、子どもや高齢者福祉等の視点も踏まえ、関係課や警察と連携して取り組んでください。	・交通安全対策事業 ・交通安全啓発事業	道路維持課	指導課 高齢者福祉課 自治人権推進課	現在、小学生、中学生を対象に指導課、佐倉警察署など関係機関及び団体と連携し、交通安全移動教室を実施し交通ルールの教育を行っています。 今後、佐倉市のホームページ等により道路交通法の改正内容等について周知を図ってまいります。
17	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	観光 施策と 道路 整備の連 携	・観光施策も踏まえた道路整備 ・「自転車にやさしいまちづくり」を施策とした整備	15	交流人口をいかに増加させるかは、現在の佐倉市にとって重要課題の一つとなっています。その点からも、点在する観光拠点をつなぐ道路の整備は重要な施策です。徒歩による観光ルートを設定し、歩きやすいまち、歩くことが楽しいまちをつくる施策に、予算を重点配分することなども検討してはいかがでしょうか。 例えば、国立歴史民俗博物館の年間入館者数は約16万人ですが、最寄りの京成佐倉駅からの国道沿いには、歩道が整備されていない場所もあります。市では現在、博物館への徒歩ルートの整備を検討しているとのことですが、駅を降りた方が、迷わずに博物館を目指せるような道路環境を整備することが求められています。多額の経費をかけなくとも、歩道ラインや路面の着色等の手法のほか、誘導看板の効果的な設置などにより、訪問者にやさしい道路案内にすることが可能です。他の観光文化施設への経路についても、同様に取り組んではいかがでしょうか。実施にあたっては、デザイン等も重視する必要があります。プロジェクトチームをつくるなど、道路部門だけでなく、観光や、景観、都市計画などの関係部門が連携して取り組むことが重要です。 また、現在は、市が観光拠点としている佐倉ふるさと広場には、観光バスが入れない状況となっています。観光バスの受入はもちろんのこと、バス路線の開設や、駅からの散策ルートの整備など、観光施策と連動した計画的な取組が必要です。 市では、昨年から、自転車を題材にしたアニメの舞台となったことも活かしながら、レンタル自転車の整備や自転車置き場の設置などの充実を図っているとのことです。これを更に進め、道路整備部門と観光部門が連携して、「自転車にやさしいまちづくり」を施策に掲げて、自転車による移動ルートの整備等に取り組んではいかがでしょうか。 近年は自転車による死亡事故も報道されています。安全確保のために、自転車走行レーンの設置等についても検討する必要があります。最初から市内全域を検討するのではなく、試験的に取り組み始めることが現実的だと考えます。	幹線道路整備事業	道路建設課	産業振興課 道路維持課 文化課 都市計画課 生涯スポーツ課	観光施設へ誘導するための、市内各所にある案内看板につきましては、平成26年度に既存の看板を撤去し、より見やすく・分かりやすくなるための看板に建て替えを行ったところでございます。 京成佐倉駅から国立歴史民俗博物館への徒歩ルートについては、路面の着色による整備を検討しております。また、駅を降りた方が、迷わずに博物館を目指せるような誘導看板の効果的な設置などによる道路案内、および他の観光文化施設への経路についても関係課と連携して調整してまいります。 自転車通行帯について、試験的に、道路拡幅の必要が無く自転車通行帯を着色することが可能な個所において実施に向け検討します。 佐倉ふるさと広場への観光バスのアクセスにつきましては、平成22年度の千葉国体カヌー競技の開催に合わせて、岩名方面からバスが進入できるよう、交差点改良が行なわれており、大型の観光バスでも入れるようになっております。しかしながら、佐倉ふるさと広場自体に十分な駐車場が確保できていないことから、一度に多くの観光バスを受け入れられない状況となっております。観光客数をさらに増加させるためには、佐倉ふるさと広場をはじめとする印旛沼周辺地域の観光施設間の交通手段充実が必須となります。そのため、関連する組織がより緊密に連携を図り、交通基盤の整備や駐車場確保の検討に努めてまいります。 また、市の観光施策につきましては、第4次佐倉市総合計画及び平成25年11月に策定した「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」に基づき、観光客の回遊性を高めるための事業に力を入れ取り組んでおります。印旛沼周辺地域を活性化するため、本地域の観光拠点である、佐倉ふるさと広場、佐倉草ぶえの丘、印旛沼サンセットヒルズなどの機能強化を図るなど、積極的に魅力づくりを進めております。本プランが目指す、交流人口や定住等の人口を増加させるためにも、拠点施設間の回遊性を高めるよう関係各課が連携を図り推進したいと考えております。 今後、より観光客数の増加を図るため、市において横断的な組織の連携を図り、ソフト・ハードの両面から施策を推進してまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
18	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	住宅地内の 通過交通対応	自治会等との協働 により、通過交通対応の実証実験などの取組	16	英国では、住宅地内の通過交通を防ぐため、進入路へ車止めの設置などを行っている例があります。それにより、住宅地内で子どもが安心して道路で遊べるまちを実現しています。市内で行うには、道路交通法上の課題の検討も必要ですし、その上で、自治会内の総意がまとまる必要もありますが、一人ひとりが多少の不便を受け入れることで、より良い地域社会を実現するという文化を醸成するという効果も期待できます。賛同が得られる自治会との協働により、実証実験に取り組まれてはいかがでしょうか。	生活道路整備 事業	道路維持課	自治人権推進課	住宅地内への車両進入防止や速度の低下の方策として、ハンプ、狭窄、屈曲部等の設置に効果があることは認識しており、市内においても特に要望が高く関係住民の理解が得られた箇所には設置しております。 なお、設置した場合は振動、騒音、利用の不便さなどの副作用が発生することから、自治会としての了解が得られた箇所において、今後も設置してまいります。
19	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	道路里親 制度の活性化	先進自治体の状況等の調査、広報紙による周知、市民カレッジとの連携などによる道路里親制度の活性化	16	道路里親制度は、里親となったボランティア団体が市道を月に1回、清掃や草刈などを行い、その活動に対して、市は、ボランティア保険への加入、ほうき、ちり取り及びかまなどの貸与、並びにごみ袋や軍手などの支給を行う制度です。現在のところ、制度を利用しているのは2団体にとどまっていることから、制度の活性化に向けて、広報紙での周知や市民カレッジとの連携などに積極的に取り組むべきです。他市においても類似の事例がありますので、先進自治体の状況等を調査し、佐倉市の現行制度と比較することで、改善点を探れるのではないのでしょうか。またこのような取組を進めるためには、自治会等と連携することが効果的です。自治会活動等を所管する部局と協力した取組を検討してはいかがでしょうか。	道路維持管理 事業	道路維持課	広報課 自治人権推進課	道路里親制度について、広報紙で募集を平成26年11月15日号、平成27年1月15日号、2月15日号、3月1日号に掲載をしました。問い合わせはありましたが、登録までには至っておりません。また、市民カレッジにおきましては、2名の方が一度窓口まで内容の確認に来ております。 道路里親制度を有効に活用するため、先進自治体を調査し、制度の比較などをして改善に努めてまいります。また、自治会全体または班単位などで参加される団体がないか、自治人権推進課とも協力して啓発してまいります。
20	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	住民自治力の 維持・強化と道路環境の 維持	道路の維持管理という課題を通じた市民の自助・互助意識を高める取組推進	16	自宅前の道路の清掃等は、以前は当然のこととして行われていました。地域によっては道路整備も住民が協力して行っていた時代がありました。現在は、道路の整備や管理は行政が担うべきであると考える人が増えていますが、一方で、豊かで安心して暮らせる地域社会を形成するためには、地域でできることは、地域で解決をするという住民自治の意識を醸成することの必要性も指摘されています。市内のある自治会では、自治会の区域内にある文化施設を自当てに、観光客等が増加したことを契機に、道路の草取りやごみ拾いなどの美化活動を月1回実施しています。この活動は、環境美化、防犯活動、道路管理及び観光振興という複数の施策に貢献する大変意義のある活動です。このような活動を広報紙で取り上げ、道路の維持管理は行政だけが取り組むものの認識を改めてもらうことも、住民自治を高めるためには効果的です。 また、現在の地域活動の担い手は高齢者世代が中心となっていますが、このような互助・共助の活動が、果たして若い世代に引き継がれるのかといった懸念もあり、自治会活動の維持存続が課題となっています。市民意識調査では自治会に加入しない理由として「勧誘されなかったから」としている回答も散見されます。若い人たちの加入促進に力を入れて取り組むことも必要ではないでしょうか。更に、高齢者は“支えられる人”ではなく、“地域を支える人”として、元気な高齢者には積極的に自治会活動に参加していただく必要が、今後益々高まっていくと思われます。自治人権推進課や、高齢者福祉課など関係部署との連携により、道路の維持管理という課題を通じて、自助・互助の意識を高める働きかけを進めてはいかがでしょうか。	道路維持管理 事業	道路維持課	広報課 防災防犯課 自治人権推進課 高齢者福祉課 産業振興課 文化課	自治会において、住民の財産である道路を互助共助の考えから、実施されている事業が側溝の清掃等であり、自治会行事として定着してきましたが、近年、住民の高齢化により実施できない自治会も増えてきております。その崇高なる精神を如何に若い世代に引き継いで行ってもらうかが、課題であり、魅力的な自治会の構築について、調査、研究を進めてまいります。
21	5	住環境が 充実した安全で快適な まちにします	道路に関する 要望対応と市民による 道路パトロール	道路の毀損箇所発見の通報を市民による道路パトロールの報告として捉え、市民の活躍の場とする	17	市の担当部局では、1日あたり平均6件も苦情に対応をしていることであり、その対処に多くの時間と労力を投じています。 千葉市では、道路の毀損を発見した市民が、場所と毀損箇所の写真を担当部署に送信し、市はGPSで場所を把握するシステムを導入しています。市民から寄せられる道路の毀損箇所発見の通報を苦情としてではなく、市民による道路パトロールの報告と捉えることにより、市民は社会に貢献するという充実感を得られ、市は道路状況の把握が容易となります。また、市民の活躍の場を提供することは、参加者が充実感を得ることのみならず、市民の公益的な活動に対する関心を高めることにつながるのではないかと考えます。	道路維持管理 事業	道路維持課		道路の破損等の情報については、現在、電話等により受付をして対応しております。 千葉市のシステムについて、情報収集を行い、調査・検討を進めてまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
22	5	住環境が充実した安全で快適なまちにします	交通危険箇所の解消と警察との連携について	警察からの事故情報の提供と公表、交通事故の発生原因の分析、事故内容による優先対応	17	市民があらかじめ危険箇所を把握できるように、警察からの事故情報の提供をうけて、公表する必要があると考えます。市は適宜情報の提供を受けて、子どもを含めた市民、学校等に、迅速に周知していくことが事故の防止につながるのではないのでしょうか。あわせて、事故現場における何らかの対応、例えば車がスピードを落とすような、設備の設置なども検討すべきではないのでしょうか。 交通事故の発生原因を分析することは、安全な道路を整備するために有効な手法であると考えます。例えば、遠回りになる横断歩道を面倒がり、別の場所で横断する人が多いことが原因で事故が多発している場所など、原因にあわせた対策を立てることが求められています。特に、左折する自動車に人が巻き込まれる、いわゆる巻き込み事故は、重大な受傷や死亡につながります。巻き込み事故が多発している場所において、車側に分かりやすく注意喚起する標識の設置、人については、安全だと思って避難した方向・場所が却って危ないということにならないよう、安全退避地帯の表示などが考えられます。巻き込み事故が発生しやすい場所や、その他車と人との事故が多発する場所については、優先して対策に取り組むことが望ましいと考えます。	・生活道路整備事業 ・交通安全施設整備事業	道路維持課	指導課 自治人権推進課	重大事故（死亡事故等）が発生した箇所については、交通管理者、道路管理者等が現場での検証を行い、即時に実行できることや中長期的に実施できることを調査し実施しております。 また、警察からの進捗状況等の調査において、事業の再確認を行っております。
23	5	住環境が充実した安全で快適なまちにします	指標について	最終的な歩道整備の目標について市民にわかりやすく提示	18	指標として歩道の整備率を掲げていますが、計画期間の最終年度である平成27年度で10.5%となっています。これは具体的に、どの路線の歩道を整備することで達成する計画なのか、また、最終的な市の歩道整備の目標についてはどのように考えているのかを市民にもわかりやすく示してほしいと考えます。	・幹線道路整備事業	道路建設課		歩道の整備率につきましては、都市計画道路井野・酒々井線や太田・高岡線、また、市道Ⅰ-42号線等の整備による計画となっております。また、最終的な歩道の整備目標については、市民にもわかりやすく示しせるよう工夫してまいります。
24	6	適正な行政運営の確立に努めます	正規職員と非正規職員、雇用の多様性について	非正規職員の階層設定や短時間正規職員など多様な雇用形態の導入検討	19	非正規職員と正規職員では処遇に差があり、また非正規職員は何年勤めても同じ給与単価で給与は上がりません。しかし、例えば、足立区や千代田区では長期的に図書館に勤務している場合は、非正規職員でも管理職級となるよう、階層を分けて給料が上がる制度を設けています。先進市の例を参考に、非正規職員も、勤務年数等に応じた階層を設けてはいかがでしょうか。また、短時間正規職員という制度の設定も必要ではないでしょうか。例えば、4時間勤務の正規職員という職を設定し、短時間勤務でも雇用保険の適用を受けることができるようにするなど、多様な雇用形態が必要です。現在の非正規職員制度は、専業主婦の配偶者控除との関係から、結果として女性の活躍の場を制限する制度となっているように感じられます。女性の働き方を支援する視点から、非正規職員の職層設定と短時間正規職員の導入を検討し、多様な雇用形態を生み出してほしいと考えます。		人事課		非正規職員に関し、勤務年数等に応じた階層を設けてはどうかという御意見につきまして、佐倉市では、一定の資格や特別な知識・能力を有する職につきましては、勤続年数や習熟度等に応じ、賃金を上昇させる枠組みを既に有しております。 対象とする職種やその手法につきましては、先進市の事例を参考に、今後も精査していきたいと考えております。 次に、短時間正規職員制度の設定につきまして、短時間正規職員の設定の趣旨を、子を持つ女性の働き方の支援という点で捉えるということであれば、佐倉市では、小学校就学前までの子を有する職員につきましては、短時間勤務を利用できる制度（育児短時間勤務制度）を既に有しております。 対象職員につきましては、1日4時間勤務の他にも5時間勤務、週3日勤務等の選択肢を設ける等、子育て中の職員の実情に合わせた勤務が可能となるよう、積極的に支援行っております。 今後とも女性の活躍の場を広げていくため、関係する制度の拡充につきまして研究を進めてまいりたいと考えております。
25	6	適正な行政運営の確立に努めます	人件費の算出について	コスト管理のための市独自の人件費算出方法の検討	20	現在の人件費の算出方法は、民間企業のような詳細な人件費管理に活用できるものになっていません。市はコストダウンや人件費削減に取り組んではいますが、精緻な改善計画を裏付けるための基礎となるコスト管理の仕組みが十分ではないと感じます。総務省が示す定数管理の仕組みとは別に、市が独自の方法で、非正規職員分や委託に内在する人件費分を含めた人件費の分析を行うことも今後は必要ではないでしょうか。		人事課	財政課 企画政策課	人件費につきましては、適正な管理に努めるほか、効果的な分析の手法について研究してまいります。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
26	6	適正な行政運営の確立に努めます	女性職員の配置バランス	女性の視点が必要と考えられる部署への配置	20	現在、国においては「女性の活用」を成長戦略のひとつとして、積極的な女性の採用や登用を促すとの考えが示されています。地方自治体においては、行政サービスの受け手には、女性や高齢者、子どもが多く含まれており、生活者の目線を持つ女性職員の活躍の場が広がることで、これまでになかった視点からサービスの見直しが行われ、それが市民サービスの向上につながることを期待できます。男性主導で創設された制度や書類などを今一度女性の視点で見直すことが改善の糸口となります。特に、これまで女性職員が配置されていなかった部署・業務に女性の視点を入れることが重要です。廃棄物対策、道路の整備・維持管理、商店街施策など、女性の視点が必要だと考えられる部署へ、意図的に配置するなど、人事管理部門において、女性の管理職の登用など、前例にとられない人事配置を検討する必要があります。		人事課		女性の視点が必要と考えられる部署への女性職員登用や配置について、これまでも男女平等の視点に基づき、採用・登用を進めてまいりましたが、今後も継続して実施してまいります。また固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、性別によらない適切な人事配置やこれまで女性配置の機会が少なかった部署についても、適材適所を踏まえて、人事配置を努めてまいります。
27	6	適正な行政運営の確立に努めます	男性の育児休暇取得率向上について	男性職員の育児休暇取得の促進	20	民間企業で、男性社員が7日から10日程度の短期間の育児休暇を取得する試みを行ったところ、結果として仕事の効率化・共有化へつながるなど、意識改革が進んだという事例が報告されています。このような実例をもとに、子育てにやさしい佐倉市をアピールする具体例として、男性職員が短期間でも率先して育児休暇を取得するよう働きかけてほしいと考えます。また、育児休暇制度の見直しも必要です。取得した場合のデメリットの改善など、むしろ取らなければ損をするといった制度となるよう工夫していく必要があります。佐倉市では独自の取組として5日間の育児休暇制度を設けており、取得について一定の効果が得られているとのことでした。このような創意工夫を高く評価し、今後の取組に期待します。		人事課		男性職員の育児休暇取得の促進について、地方自治体職員の育児休業制度は「地方公務員育児休業法」で定められており、育児休業制度そのものを佐倉市独自で見直す余地が非常に限られています。 職員が育児のために休暇を取得することを推進するには、ご意見でも評価を頂きました佐倉市独自の「育児参加休暇（5日間）」のさらなる取得率向上を目指し、子の看護休暇等の取得を含め、引き続き制度の周知と取得啓発に努めて参ります。
28	6	適正な行政運営の確立に努めます	社会人経験者の採用について	社会人経験者の積極採用継続	21	職員採用における社会人経験者枠の設定は、様々な経験を積んだ人材の確保とともに職員の年齢構成の是正という面で、効果が高いと思われます。今後も多様な採用形態の設定により、能力の高い職員の採用に努力してください。		人事課		社会人経験者の積極的な採用について、佐倉市では、即戦力として活躍できる人材を採用するため、平成24年度から社会人経験者枠を導入しております。ご意見にもありますように、社会人経験者の採用は、民間企業等での多様な経験を活かし、組織としての力の向上が図れるとともに、年齢別職員数の平均化という点でもメリットが大きいと考えております。 今後も、採用形態や試験の実施方法について随時見直しを行い、より優秀な人材が確保できるよう努めてまいります。
29	6	適正な行政運営の確立に努めます	専門性の向上と職員育成の設計について	職員の自主的な研鑽や知識習得の促進、専門性を高める人事育成の異動モデルの設計	21	専門的知識が不足した職員に窓口対応をされることは、市民にとっては大きな不幸です。異動してから業務知識を習得するのではなく、異動前に知識習得し、その後に部署に配属するといった仕組みの検討も必要と考えます。佐倉市で独自に実施している組織内公募制度やFA制度をより積極的に運用し、職員の自主的な研鑽、知識習得を促してはいかがでしょうか。 また1人の職員をどのように育成するのか、人材育成の目標モデルを、あらゆることに精通する部長相当の総合職ではなく、専門知識を有する課長職程度として設定し、管理部門の経験と専門分野の組み合わせに基づく新たな人事コース（異動モデル）を設計すべきではないかと考えます。これにより職員の負担も減り、専門性も高めることが可能となります。	職員研修事業	人事課		専門性を高める人事コース、異動モデルの設計について、これまで実施してきた庁内公募制度や庁内FA制度に加え、平成27年度人事異動から複線型人事制度を導入いたしました。この制度は専門性の高い特定分野について専任職を設けて、総合職とは別のキャリア選択の機会を用意し、職員の専門的な知識・能力を高め、組織の人的資源の強化を図ることを目的としています。 また、平成27年度から資格専門職のうち保健師、保育士、幼稚園教諭については、関連のある他分野へ計画的に人事異動を行うジョブローテーション制度を行うこととし、職員の専門性の更なる向上と資質向上を図ることといたしました。 これらの制度を複合的に運用していくことで専門性を必要とする業務における職員の知識と経験の向上が図られ、さらなる市民サービスの向上が推進されるものと考えております。

意見 No.	章	施策	懇話会意見内容		意見 書 P	意見書本文	対応する実施 事業名	回答担当課	関連課	回答欄（現状と今後の対応方針等について）
30	6	適正な行政 運営の確 立に努めま す	スタッ フ制の 見直し	組織横断的な役割 を課長職に期待す るにあたり、必要に 応じたスタッフ制の 見直し	21	佐倉市では現在、制度変更への柔軟な対応などの面でメリットが多い としてスタッフ制を導入しています。確かにスタッフ制は、課題に応 じたグループ編成が可能であり、係の壁が取り除かれることによる職 員間の協力や業務の補完、意思決定の迅速化などの効果が期待できま すが、専門性の高い分野への対応や職員のメンタル面への対応、職員 間の仕事量の不均衡、課長職の負担増などの懸念要素も存在します。 今後は、市の抱える課題を解決するために、組織横断的な対応を要す る事案が益々多くなることが予想されます。課長職にその調整役を期 待するのであれば、必要に応じてスタッフ制を見直すことも検討すべ きであると考えます。		人事課		本市では、部内及び部間の調整を図るための調整担当者 の設置や、必要に応じて、所属長の下で職員を指揮監督す るための班の編制及び班長を設置できる体制を整備してお り、これらにより、課長職の負担増等に対する懸念等への 対応を図っているところです。スタッフ制の見直しにつき ましては、いただいたご意見を踏まえまして、再度その必 要性等を検討してまいります。
31	6	適正な行政 運営の確 立に努めま す	広域 課題に 関する 調整に ついて	広域的な視点での 課題把握や解決へ の取組推進	21	佐倉市単独で行うには負担が大きい事案を他団体との広域事務として 処理していますが、現在共同処理をしている以外にも各市町村の共通 課題は多数あると考えます。例えば道路問題、治水問題、公共施設、 観光振興など市域を越えた課題などが想定されます。重要課題の解決 へ向けての関係自治体との調整、協力等が不足してはいないかと懸念 します。広域的な視点で課題の把握やその解決に取り組んでほしいと 考えます。	広域行政推進 事業	企画政策課		市域を越えた広域的な政策課題については、一部事務組 合による共同処理のほか、その課題ごとに、適宜関係団体 による協議会等を設け、解決を図っております。 千葉県からは、県下市町村に対して、一部事務組合により 共同処理を行う事務について、広域化による事務の効率化 等のメリットが十分に活かされていない場合については、 再編・統合について検討することを要請されております。 このうち、末端給水事業については、現在、県主導により 「県内水道のあり方に関する検討」を行い、既存の一部事 務組合の再編・統合を進めているところです。 今後も、政策課題の内容に応じ、広域連携等を含めた適切 な体制による課題解決及び事務処理を進めてまいります。

第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画 「歴史 自然 文化のまち」

～「佐倉」への思いをかたちに～

総括レポート

～後期基本計画に向けての成果と課題～

平成 2 7 年 3 月

佐倉市

はじめに

本市では、平成 23 年 3 月に策定した第 4 次佐倉市総合計画「歴史 自然 文化のまち」の実現に向けて、市民、企業、各種団体、行政が協力しあってまちづくりをすすめてきました。

この間、東日本大震災という未曾有の大災害と原発事故による放射能問題という予測不能の大きな変化とあわせ、急速な少子化・高齢化、また経済のグローバル化による変動、情報化の著しい進展、安全安心社会の揺らぎ、地域コミュニティ機能の低下、地球温暖化など、様々な問題が顕在化しています。また日本創成会議による消滅可能性都市の公表による持続可能性への不安の高まりと東京オリンピックの 2020 年開催決定や「まち・ひと・しごと創生法」による地方の新たな取組推進など、今後の時局を捉えた行政施策に対する市民の期待は極めて高く、また多様化しています。一方で、個人市民税が 6 割をしめる当市の税収に対し、少子高齢化による大幅な縮減、また更新時期を迎える多くの公共施設の問題など、今後も厳しい財政状況が見込まれます。自治体を取り巻くこれらの社会経済環境の大きな変化に的確に対応したまちづくりを進めるため、現在、第 4 次佐倉市総合計画後期基本計画の策定を進めています。

この計画策定にあたっては、前期基本計画の目標達成を引き続き図っていくとともに、現在の社会情勢や、新たな課題、今後のまちづくりの展望のもとに、施策の継続性や必要性等を精査する必要があります。このため、現総合計画の進捗度を点検し、その成果と課題を把握するため、6 つの章と 57 の基本施策を単位とした進行管理の総括レポートを取りまとめました。

目次

はじめに	2
1 第1次佐倉市総合計画からのあゆみ	4
2 統計情報	7
3 5年間の出来事（10大ニュースより）	9
4 総括方法について	12
5 達成状況の総括	13
第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」	13
第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」	16
第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」	19
第4章 「明日へつながるまちづくり」	22
第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」	25
第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」	28
6 「総括レポート」のまとめ	31
おわりに	31
資料1 第4次佐倉市総合計画体系表	32
資料2 佐倉市行政評価懇話会からの意見	40

1 第1次佐倉市総合計画からのあゆみ

佐倉市は、これまで昭和49年に第1次総合計画、昭和59年に第2次総合計画、平成13年に第3次総合計画、平成23年に第4次総合計画を策定し、これに基づき計画的な行政運営の推進とより豊かな市民生活の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

【第1次】

計画期間 昭和49年度から昭和58年度

将来像 「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」

広域的、歴史的、自然的条件を活用した、豊かな文化教育環境に囲まれた、印旛地区の中核となる住宅都市を目指しました。

主な方針

「全市民を結集した市民憲章の推進」

「歴史民俗博物館の建設」

「広域スポーツレクリエーションセンターの建設」

「印旛沼の水質保全と周辺整備」

「学園の建設」

「都市環境としての緑の保全」

【第2次】

計画期間 昭和59年度から平成12年度

将来像 「活力ある文化都市」

佐倉市の古い歴史と豊かな自然環境を生かし、市民一人ひとりが快適で豊かな生活を享受できるようなまちづくりをめざし、さらに、市民の生きいきとした活動に支えられた文化の香り高い都市を築きあげることを目指しました。

まちづくりのための5つの柱

「ゆとりある水と緑のまちづくり ～都市空間の整備と安全の確保～」

「あしたに躍動する調和のとれたまちづくり～産業の振興と環境の保全～」

「安心と思いやりのある楽しいまちづくり～市民生活と福祉の向上～」

「豊かな人間性をはぐくむまちづくり～文化と教育の向上～」

「心のかよう計画的なまちづくり～計画的な行財政運営～」

【第3次】

計画期間 平成13年度から平成22年度

将来像 「歴史 自然 文化のまち」

豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた佐倉市は、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切にします。また、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる活力にみちたまちを目指しました。

- ・豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち
- ・個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち
- ・市民がつくる、活力にみちたまち

まちづくりの基本方針

「思いやりと希望にみちたまちづくり～健康・福祉の充実～」

「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり～生活環境の向上～」

「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり ～文化・学習の推進～」

「創造性と活力にみちたまちづくり ～産業経済の振興～」

「多彩なふれあいが広がるまちづくり ～都市基盤の充実～」

「まちづくりの推進に向けて」

【第4次】

計画期間 平成23年度から平成32年度

将来像 「歴史 自然 文化のまち」～「佐倉」への思いをかたち～
「歴史 自然 文化」という長い年月にわたり積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくため、市民一人ひとりの「佐倉への思い」を「かたち」にすることで市全体の活力を創出していきます。市民が住み続けたいと思うとともに、未来の市民に選ばれるまちづくりを目指します。

まちづくりの基本方針

「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

「心豊かな人づくり、まちづくり」～教育の充実、スポーツ活動の推進～

「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

「住環境が整備された住みやすいまちづくり」 ～都市基盤整備の充実～

「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

2 統計情報

第4次佐倉市総合計画「歴史 自然 文化のまち」の前期基本計画期間における統計情報と過去のデータです。

項目		現在の数値	平成 22 年度頃	平成 13 年度頃
気象の概況	気温	15.2℃ (H25)	14.7℃ (H20)	14.4℃ (H13)
	降雨量	1,455.5 ミリ (H25)	1551.5 ミリ (H20)	1428.5 ミリ (H13)
	晴れの日数	—	192 日 (H17)	213 日 (H13)
地目別面積	田	1,924 h a (H25)	1,950 h a (H20)	2,015 h a (H13)
	畑	1,343 h a (H25)	1,380 h a (H20)	1,493 h a (H13)
	宅地	1,986 h a (H25)	1,902 h a (H20)	1,812 h a (H13)
	山林	1,669 h a (H25)	1,799 h a (H20)	1,950 h a (H13)
世帯及び人口	人口	177,723 人 (H26)	175,601 人 (H21)	174,078 人 (H13)
	世帯数	73,755 世帯 (H26)	69,282 世帯 (H21)	61,338 世帯 (H13)
	1 世帯あたり人員	2.37 人 (H26)	2.5 人 (H21)	2.8 人 (H13)
	年少人口	21,386 人 (H26)	21,949 人 (H21)	24,277 人 (H13)
	生産年齢人口	109,907 人 (H26)	117,326 人 (H21)	127,378 人 (H13)
	老年人口	46,430 人 (H26)	36,326 人 (H21)	22,423 人 (H13)
	平均年齢	45.99 歳 (H26)	43.9 歳 (H21)	40.88 歳 (H15)
	転入	6,194 人 (H26)	7,286 人 (H20)	8,229 人 (H13)
	転出	6,059 人 (H26)	6,908 人 (H20)	7,888 人 (H13)
運輸・通信	外国人登録者	2,283 人 (H26)	1,914 人 (H20)	1,581 人 (H13)
	自動車保有台数	68,491 台 (H25)	70,080 台 (H20)	69,315 台 (H13)
	佐倉 IC 入口	3,139,911 台 (H25)	3,262,340 台 (H20)	3,616,547 台 (H13)
	佐倉 IC 出口	2,893,508 台 (H25)	3,039,264 台 (H20)	3,344,792 台 (H13)
	循環バス乗車数	56,659 人 (H26)	47,515 人 (H20)	10,522 人 (H15)
	JR 佐倉駅乗客数	10,360 人 (H25)	11,214 人 (H19)	11,647 人 (H13)
	京成 5 駅乗客数	14,476 人 (H26)	15,627 人 (H20)	16,801 人 (H13)
	電話加入者数	29,996 (H23)	48,461 (H20)	61,514 (H14)
	テレビ受信世帯数	66,777 (H24)	63,599 (H19)	59,223 (H13)
	CATV 加入状況	39,648 件 (H25)	31,789 件 (H20)	27,599 件 (H13)
	郵便物引受状況	11,219,365 (H26)	11,373,704 通 (H20)	13,035,158 通 (H13)

項目		現在の数値	平成 22 年度頃	平成 13 年度頃
社会福祉と保健	国民健康保険加入（一般）	47,795 (H25)	45,337 (H20)	44,009 (H16)
	要介護認定者数	6,507 人(H26)	5,473 人(H22)	2,710 人(H13)
	介護サービス利用者数	5,209 人(H26)	4,262 人(H22)	1,919 人(H13)
	障害者手帳所持者数	6,772 人(H26)	4,795 人(H20)	3,583 人(H12)
	生活保護受給者数（年度平均）	1,204 人(H26)	1,167 人(H22)	472 人(H13)
	医療施設総数	218 (H26)	209 (H20)	184 (H13)
教育文化観光	高等学校生徒数	3,160 人 (H25)	3,203 人 (H20)	4,021 人 (H14)
	高等学校等進学者	1,417 人 (H25)	1,453 人 (H20)	1,640 人 (H17)
	大学等進学者	449 人 (H25)	417 人 (H20)	403 人 (H17)
	幼稚園園児数	2,564 人 (H25)	2,778 人 (H20)	2,768 人 (H14)
行政	市民相談処理件数	1,136 件 (H26)	1,254 件 (H20)	948 件 (H16)
	歳入決算推移	80,784,476,774 円	71,217,971,774 円	68,248,160,065 円
地価公示価格	千成 2-776-60	42,400 円 (H27.1)	53,100 円 (H21.1)	85,500 円 (H13.1)
	染井野 5-15-4	85,600 円 (H27.1)	91,500 円 (H21.1)	114,000 円(H13.1)
	ユーカリが丘 7-19-17	95,300 円 (H27.1)	95,000 円 (H21.1)	122,000 円(H13.1)
	西志津 7-12-18	72,800 円 (H27.1)	84,500 円 (H21.1)	122,000 円(H13.1)
	坂戸字新宿 1016 番 3 外	13,500 円 (H27.1)	15,800 円 (H21.1)	29,500 円 (H13.1)

※平成 26 年度「世帯及び人口」に関する統計数値（転入・転出以外）は外国人登録者数を含んでいます。

3 5年間の出来事（10大ニュースより）

西暦	年度	月	出来事
2010	平成 22 年度	4	特別養護老人ホーム「弥富あさくら」がオープン
			佐倉・城下町 400 年記念事業スタート（～平成 29 年度）
			ファミリーサポートセンター事業スタート
		5	本昌寺移転代替地造成工事起工式
		6	資産管理経営室を設置し、全庁横断的な組織体制による FM を推進
			南部地域の開発許可基準を緩和
			「2020 核廃絶広島会議」に市長出席
		7	ゆめ半島千葉国体が開催（佐倉市：レスリング、カヌー会場）
		11	南部地域デマンド交通実証運行開始
			「認知症にやさしいまち佐倉」の取組推進
		2	佐倉・城下町 400 年記念事業イメージキャラクター「カムロちゃん」ツイッタースタート
			佐倉市のファシリティマネジメント JFMA 大賞 優秀 FM 賞 受賞
		3	東日本大震災により佐倉市では震度 5 強を記録。市内各地に大きな被害が発生
2011	平成 23 年度	4	第 4 次佐倉市総合計画スタート
			佐倉フラワーフェスタ 2011 開催（花のあるまちづくり）
		5	佐倉市認知症地域ネットワーク医療介護連携推進協議会結成
		7	佐倉市婚活支援事業スタート
		9	佐倉市放射性物質除染計画策定
		10	市内に 2 つの特別養護老人ホームが新たにオープン（10 月～11 月）
		11	第 13 回時代まつりが、リニューアルして秋に開催

		12	和田公民館内に和田学童保育所を開設（全小学校区整備完了）
		1	佐倉保育園新園舎完成
西暦	年度	月	出来事
2011	平成 23 年度	2	除染費用の国費負担に関する要望書を関係大臣に提出
		3	産業まつり（「佐倉モノづくり Festa」）が 8 年ぶりに復活
			沖縄国際映画祭「地元 CM」コンペでカムロちゃん出演作品が最終ノミネート
2012	平成 24 年度	4	女子美術大学との連携協働協定を締結
		5	臨時災害 FM 放送局開設に関する基本協定を締結
			世界バラ会連合主催の「国際ヘリテージローズ会議」がアジアで初めて開催
		7	馬渡保育園新園舎完成
			新町通り電線地中化
		10	航空機騒音に関する要望書を関係大臣に提出
			順天堂大学との連携協働協定を締結
		11	佐倉市認知症地域連携ネットワークパス「さくらパス」
		12	子ども医療費助成を中学 3 年まで拡大
2013	平成 25 年度	4	成年後見支援センター開設
			市税などのコンビニ収納開始
		6	市議会インターネット中継開始
			千代田小学校学習室において「コミュニティカレッジさくら」開講
			志津霊園関連道路用地の取得作業ほぼ完了
		7	長嶋茂雄氏、市民栄誉賞を受賞。岩名運動公園野球場を「長嶋茂雄記念岩名球場」に名称変更。
		10	台風 26 号による豪雨で市内各地に被害を受ける
			佐倉幼稚園 100 周年
		3	東邦大学と連携・協力に関する基本協定の締結
2014	平成 26 年度	4	ルパン三世デザインご当地ナンバープレート交付開始
			岩名球技場オープン

		5	AC ミランサッカースクール・千葉佐倉校開校
			グループ型小規模保育開始
		6	認知症サポーター 1 万人達成
西暦	年度	月	出来事
2014	平成 26 年度	7	空き家バンク開設
		8	千葉敬愛短期大学との連携協定に関する包括協定締結
		9	市内認可保育園の定員目標を達成
			日本早期認知症学会 学術大会 in 佐倉 開催
		10	子育てコンシェルジュスタート
			佐倉市制施行 6 0 周年 記念式典・佐倉市民音楽祭
		11	平和講演会「長崎市長が語る平和への思い」開催
			長嶋茂雄少年野球教室を開催
			都市計画道路 勝田台・長熊線 志津霊園関連区間開通
		1	東京情報大学との連携協定に関する包括協定締結
		2	佐倉草ぶえの丘バラ園が殿堂入りバラ園として表彰
			敬愛大学との連携協力に関する包括協定締結

4 総括方法について

(1) 総括の目的

佐倉市では、平成 26 年度から第 4 次佐倉市総合計画後期基本計画の策定をすすめております。策定にあたり、前期基本計画の達成状況を整理・分析し、検討成果を「総括レポート」として作成・公表することとしました。

平成 27 年度においては、本レポートを活用しながら、新たな具体的な施策体系の検討など、新たな総合計画の策定につなげていきます。

【総合計画の策定スケジュール】

平成 26 年度	市民ワークショップ実施、基礎調査（人口推計）
平成 27 年度	基礎調査の実施（市民意識調査） 基礎調査（財政推計） 総合計画審議会へ後期基本計画の素案を諮問 後期基本計画の原案作成、パブリックコメントの実施 後期基本計画を市議会に提出 第 4 次佐倉市総合計画後期基本計画の策定
平成 28 年度	第 4 次佐倉市総合計画後期基本計画スタート

(2) 総括レポート作成方針

「総括レポート」の作成にあたっては、以下により総括を行うこととしました。

- ☐ 前期基本計画の期間（平成 23 年度～平成 26 年度）を中心とする総括
第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画の計画期間は 5 年間（平成 23 年度～平成 27 年度）ですが、策定スケジュールにより平成 26 年度までを対象として総括することとしました。
- ☐ 総括の単位は、「章」及び「基本施策」
6 つの章、57 の基本施策を基礎単位として作成しています。
- ☐ 「外部からの評価」
佐倉市では有識者等で構成する佐倉市行政評価懇話会から、行政評価に関して、基本施策等の取組の方向性及び手段等に関し、その実効性を高めるためのご意見をいただいています。今後、第 4 次佐倉市総合計画前期基本計画の達成度について意見を頂く予定です。またこれまでのご意見を後期基本計画策定時の参考としていきます。
- *（資料 2）「佐倉市行政評価懇話会からの意見」

5 達成状況の総括

第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

分野	基本施策（13）
福祉	【地域福祉】【高齢者が安心なまち】【高齢者の生きがい】【障がい者福祉】【介護サービス】【生活困窮者救済】
子育て支援	【子育て】【子どもの安全な暮らし】【地域ぐるみ子育て】
健康	【健康づくり】【健やか親子】【地域医療の充実】 【国民健康保険・高齢者医療】

◆指標

項目	現在の数値	H22 年頃	H13 年頃
生活保護受給者数 (年度平均)	1,204 人 (H26)	1,167 人 (H22)	472 人 (H13)
要介護認定者数	6,507 人 (H26)	5,473 人 (H22)	2,710 人 (H13)
介護サービス利用者数	5,209 人 (H26)	4,262 人 (H22)	1,919 人 (H13)
保育園定員数	1,904 人 (H26)	1,552 人 (H22)	1,070 人 (H13)
学童保育所定員数	1,425 人 (H26)	1,330 人 (H22)	725 人(H16)
子ども医療費助成 認定者	22,723 人 (H25)	13,751 人 (H22) ※受給者数	8,988 人 (H15) ※受給者数
印旛郡市小児初期 急病診療所来所者 数	11,241 人 (H26)	13,576 人 (H22)	(H14.10.1 開所) 9,892 人(H14)
病床数	1,220 床 (H25)	1,326 床 (H22)	1,120 床(H13)
家庭児童相談件数	547 件 (H25)	469 件 (H22)	272 件 (H17)

【地域福祉】（基本施策1）

住民の生活課題や福祉ニーズは多様化、高度化しています。このため、専門的な視点からの対策が求められる一方、行政サービスの提供のみでは、住民ニーズへの対応は困難であることから、住民相互の支え合い、多様な主体（自治会、民生・児童委員、地区社協、地域包括支援センター、相談支援事業所など）が連携する地域福祉体制を目指すこととし、地域福祉計画の改正作業を進めました。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を支援する成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する常設の相談窓口の設置や、相談会の開催などを通じて申立手続きの支援などを行いました。

【健康増進】（基本施策2）

各種健康相談、訪問指導、予防接種の実施、がん検診などの受診率の向上に

取り組んでいます。がん検診の受診率は微増であり、さらに効果的な普及啓発が必要です。

【子育て支援】（基本施策 3. 4. 5. 6）

公立保育園の改築による定員増や民間保育園の誘致等により次世代育成支援行動計画で目標とした保育定員 1,800 人を確保しました。加えてグループ型小規模保育事業の導入等も行いましたが、依然として待機児童が発生しています。また、病後の回復期にある児童の一時預かりを行う「病後児保育」を市内 3 ヶ所で開始しました。学童保育所は、全小学校区への整備を完了しました。これにより入所児童は 1233 人と平成 22 年度比で約 230 人増加しました。

子育ての経済的負担軽減策としては、平成 24 年度に子ども医療費助成制度の対象年齢を中学校 3 年生まで拡充しました。これにより、助成対象児童数は 22,723 人と約 9,000 人（65%）増加しています。更に、乳児全戸訪問及び家庭児童相談の充実、子育てコンシェルジュの設置等により、子育てに関する情報提供、相談業務を開始しています。なお平成 27 年 4 月からスタートする「子ども・子育て支援事業計画」では、多様化する保育ニーズへの対応や少子化対策など、妊娠、出産から子育て期全般にわたる支援に取り組むこととしています。

【高齢者福祉】（基本施策 7. 8. 11）

誰もが、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症にやさしい佐倉」を目指し、認知症サポーターの養成、SOS ステッカーの配布などを進めました。認知症サポーターは 1 万人を越え現在も地域における支援の輪が広がっています。また、民間事業者と連携し、高齢者をさりげなく見守る「高齢者見守り協力事業者ネットワーク」を構築しています。

広域型の特別養護老人ホームは、平成 26 年度末の目標である 9 施設 780 床の整備が完了しました。また、地域包括支援センターを中心に、「佐倉ふるさと体操」の普及や介護予防教室の充実を図りました。今後は、既存の介護事業所による給付サービスに加えて、NPO や民間事業者など多様な主体による生活支援サービスの提供が可能となることから、より市の特性に合った施策の展開が必要となります。

【障害者福祉】（基本施策 9）

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、理解を深める啓発、広報活動を実施しました。障害者総合支援法の施行により、施設入居者等障害者の地域生活への移行に向けた取組を一層推進することが求められています。

【地域医療】（基本施策 10）

小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所の延受診者は年間約 11,781 人（平成 22 年度比約 15.2%減）とやや減少傾向にあります。急病診療所は休日夜間等における医療の確保のために欠かせませんが、医師不足や診療時間の問題など、維持するためには、今後検討が必要です。

【国民健康保険】（基本施策 1 2）

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進のため、特定健康診査、特定保健指導、人間ドック受検に対する費用の一部助成を実施し、疾病の早期発見、予防に努めました。

病類別疾患の上位を占める循環器系疾患のうち、高血圧、心疾患関係に続いて件数の多い脳疾患関係については、早期発見・予防のため、脳ドック受検に対する費用の一部助成の実施が求められています

【生活困窮者】（基本施策 1 3）

生活保護受給者等の自立促進のために、平成 2 5 年度から成田公共職業安定所と協定を結び、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施すると共に、同年 8 月から就労支援コーディネーターを雇用し、就労支援を実施しました。

また、生活困窮者自立支援法の施行に先立ち生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施しました。

第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

分野	基本施策（7）
自然環境	【自然環境】【地球環境】
生活環境	【生活環境】
安全	【消防・救急】【防災体制】【防犯・交通安全】【消費生活・相談】

◆指標

項目	現在の数値	H22 年頃	H13 年頃
印旛沼 COD (年間値)	12 mg/L (H25)	8.9 mg/L (H22)	9.5 mg/L (H13)
公害の苦情件数	380 件 (H25)	564 件 (H22)	183 件 (H16)
ごみ収集状況	48,780 t (H25)	50,633 t (H22)	52,548 t (H14)
リサイクル状況	6,813 t (H25)	6,879 t (H22)	9,251 t (H14)
救急出場件数	7,104 件 (H26)	6,148 件 (H22)	5,609 件 (H14)
火災発生件数	64 件 (H26)	49 件 (H22)	89 件 (H14)
犯罪発生件数	1,501 (H26)	2,133 件 (H22)	4,714 件 (H14)
交通事故発生件数	530 件 (H26)	667 件 (H22)	993 件 (H14)

【自然環境】（基本施策 1）

印旛沼と谷津をめぐる水系の保全を図るため、畔田谷津保全事業を継続的に実施すると共に、市内ビオトープ（直弥公園・西御門・佐倉城址公園）の維持管理に努め自然との共生を目指しました。また、佐倉市印旛沼浄化推進運動、水辺観察会等の環境学習などの啓発活動を進めています。

しかしながら、印旛沼の水質については、これまでも、千葉県を含めた流域市町村で水質浄化対策に取り組んでまいりましたが、水質の改善には至っていません。今後も引き続き、連携・協働して取り組んでいく必要があります。

【地球環境への配慮】（基本施策 2）

地球温暖化への意識が高まるなか、温室効果ガス削減の支援・啓発のため、節電を重視した街頭啓発、「エコドライブ講演会・電気自動車試乗会」等を実施しました。

また、太陽光発電システムの設置補助及び省エネルギー設備（家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電システム・エネルギー管理システム・電気自動車等充給電設備）設置補助を開始しました。

その他、市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減の施策として、平成 25 年度に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。今後、この計画に基づき、市の活動により発生する温室効果ガスの削減を図る必要があります。

【一般廃棄物処理】（基本施策 3）

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の計画的な収集・処理を実施しました。家庭ゴミの収集量は、1日あたり 150.8 トン（平成 25 年度）で、ほぼ横ばいとなっています。今後は、集積所の増加等高齢化対策なども検討の必要があります。

また、資源回収団体（町内会や自治会、子ども会等）や協力業者への支援、生ゴミ減量化促進、買物袋持参運動などを実施した結果、一般ごみの収集量は微減しており、ごみの減量化が図られました。

【不法投棄の防止及び日常の生活環境の保全】（基本施策 3）

産業廃棄物及び残土の不法投棄を未然に防止するため、地域在住の市民を不法投棄監視員として委嘱し、パトロール（週 1 回）の実施により監視力強化を図りました。不法投棄等に関する関心が高まり、町内清掃活動などへの波及効果も期待されます。

【公害の防止、汚染の回復】（基本施策 3）

子どもが集まる施設を中心に、空間放射線量率の測定、佐倉市放射性物質除染計画の策定及びこれに基づく公共施設の除染を実施し、空間放射線量率を市の対策目標値毎時 0.223 マイクロシーベルト以下に低減しました。

【消防・救急】（基本施策 4）

消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、火災予防運動、歳末警戒や実践訓練等を通じ、市民の防火意識の普及を図りました。消防団員数は平成 26 年度で 771 人となっており、近年横ばいの状況です。引き続き団員確保に努める必要があります。

【防災体制】（基本施策 5）

自主防災組織の設立及び活動に対し、助成金や資機材の貸与を通じた支援を行いました。自主防災組織数は平成 22 年度と比較して 24 団体増加しました。自主防災組織や町内会等による防災訓練は、平成 26 年度で年間 65 回と活発に行われています。

その他、防災行政無線を新設し、防災ラジオを自治会・町内会等の班レベルまで配布するなど、災害時に備えた情報伝達体制の整備を図りました。

また、市内全ての避難所（39 カ所）とミレニアムセンター佐倉、臼井西地域防災集会所、千代田地域防災集会所の 3 カ所を合わせた 42 カ所に防災井戸の整備を完了しました。紙おむつや生理用品などを備蓄に加えるなど、女性の視点からの見直し、福祉避難所の設置、事業所団体等との災害時の協力協定の締結など万一の場合の対応体制の整備を進めました。

【防犯・交通安全】（基本施策 6）

警察などと連携し、防犯意識の啓発を行うとともに、自主防犯活動団体に資器材の貸出など市民の自主防犯活動を支援しました。自主防犯活動団体数は年々増加傾向です。また、抑止効果を期待して、市内街頭 4 か所計 10 台の防犯

カメラを設置し、平成 25 年度から運用しています。市内刑法犯認知件数は年々減少傾向にあります。

また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察などと連携した交通安全対策、啓発活動として、幼稚園、小中学校を対象にした交通安全教室、街頭啓発活動などを実施しました。交通事故発生件数は減少傾向にあります。

【消費生活・相談】（基本施策 7）

消費生活センターに消費生活専門相談員を配置し、電話、窓口合わせて毎年 1,000 件以上の相談に対応しています。また、消費者セミナー、消費者大学及び消費者生活展などの啓発活動を推進しました。さらに、市民生活を営むうえでの悩みを、身近な場所で気軽に相談できるよう、月 3 回、年間 36 回の法律・人権・行政相談及び結婚相談を実施しています。この他、司法書士、行政書士による無料相談等も開催されております。なお、結婚相談や婚活事業では、成婚者も増えつつあります。

第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

分野	基本施策（10）
教育	【教育の主役】【佐倉学】【生涯学習】【青少年育成】【学校環境】 【学力向上】【心の教育】【地域のなかの学校】【健康教育】
スポーツ	【スポーツ】

◆指標

項目	現在の数値	H22 年頃	H13 年頃
小学校児童数	8,762 人 (H26)	8,981 人 (H22)	9,504 人 (H14)
中学校生徒数	4,305 人 (H26)	4,250 人 (H22)	5,160 人 (H14)
小学校施設耐震化率	86.5% (H26)	66.7% (H22)	47.3% (H13) ※
中学校施設耐震化率	93.0% (H26)	81.8% (H22)	64.6% (H13) ※
図書館利用者数	409,199 人 (H26)	485,534 人 (H22)	455,006 人 (H14)
市内スポーツ施設利用者数	327,339 人 (H25)	268,811 人 (H22)	233,896 人 (H13)

※平成 13 年度は 13 年 5 月 1 日時点の、昭和 57 年以降に建てられた棟数／全棟数×100 を掲出

文部科学省の「耐震改修状況調査」に準拠し、2 階建て以上又は延べ床面積 200 ㎡超の非木造施設とした。

【教育ビジョン】（基本施策 1）

「魅力ある佐倉の人づくり 地域づくりをめざして」をテーマに、①「地域の教育力のさらなる向上と市民参加の促進をめざす。」②「豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす。」③「郷土への愛着を育み、進取の精神による新しい文化の創造をめざす。」④「教育環境を整え、多様な学習機会の提供をめざす。」という 4 つの基本方針を掲げた教育ビジョンに基づき施策を推進しました。市民が教育の主役になるまちをめざし、教育懇話会や市民文化祭を開催するとともに、「佐倉市教育の日（11 月 16 日）」を中心に、教育関連行事の開催を支援しました。

【佐倉学】（基本施策 2）

「佐倉学」の学習は、小中学校での副読本や、一般市民を対象としたリレー講座など、学校教育・生涯学習の場をまたいで実施しました。郷土を愛し、誇りに思う原点として、着実に市民へ根付き、佐倉の教育の特長となっています。

【生涯学習】（基本施策 3）

公民館や図書館を中心として、各種講座等の学習機会の提供、学習活動の支援等を実施しました。平成 26 年度は全公民館で計 187 講座を開設し、講座以外の利用者も含めると約 27.5 万人の利用を数えました。市民カレッジ等の各種事業は、地域活動の人材育成としても機能しました。また、平成 25 年度に開設し

たコミュニティカレッジさくらは平成 26 年度に 2 学年がそろい、地域づくり、まちづくりに参加する人材の育成に努めました。さらに、志津公民館を周辺の公共施設と集約した複合施設として建て替えることとし、平成 27 年度の新設開館に向けた整備を進めています。

【青少年育成】（基本施策 4）

家庭教育の充実を図るため、市内全小中学校と幼稚園へ 36 の家庭教育学級（約 276 講座）を開設し、講演会等を通じ保護者相互や各団体間のつながりを深めました。佐倉市ヤングプラザは、青少年の活動拠点として活用されており、平均して年間約 35,000 人の延べ利用者数で推移しています。

【学校環境】（基本施策 5）

教育環境の整備については、災害時の避難所ともなる学校の耐震化を優先的に実施しています。平成 27 年度には、全ての小中学校の耐震化が完了する予定です。また、学校図書や教材備品、コンピュータの整備を進めました。これらにより、平成 24 年度には学校図書館標準蔵書冊数が小中学校ともに全校で 100%を達成し、小学校のコンピュータの利用教育時数は毎年約 10%ずつ増加しました。

【学力向上】（基本施策 6）

佐倉市独自の学習状況調査を、全小中学校・全学年で実施しました。調査科目に理科を追加するなどの充実を図り、経年変化や結果分析に基づき、研修会等で学校への指導・助言を通じて授業の改善に役立てました。平成 23 年度から 26 年度において、基礎学力は小学校低学年では正答率平均 90%の目標を達成しましたが、全体としては 82～85%程度にとどまっています。また、応用学力については、正答率平均 70%の目標を概ね達成しています。さらに、ALT を 11 人(H22)から 14 人(H25)に増員するなど、英語教育にも力を入れています。

【心の教育】（基本施策 7）

郷土の先覚者を題材とした副読本『佐倉の道德』を作成するなど、道德教育を積極的に実施しました。また、全小中学校に学校図書館司書を配置し、読書活動を推進しています。さらに、子どもたちの心の問題に対処するため、心の教育相談員を 4 名(H22)から 7 名(H26)に増員し、年々通級者が増加している適応指導教室などによる教育相談を充実させるとともに、各小中学校における「学校いじめ防止基本方針」を策定するなど、いじめ防止体制を整備しました。特別支援教育については、支援員を 31 名(H22)から 38 名(H25)に増員するなど、一人ひとりの子どもたちに適した教育を推進しました。

【地域のなかの学校】（基本施策 8）

地域の中の学校づくりについては、授業公開や教育ミニ集会、学校評議員会議や学校運営委員会等を開催するとともに、地域のボランティアによる子どもたちの登下校見守り等、家庭・地域と連携した活動を定着させました。

【健康教育】（基本施策 9）

郷土の先覚者「津田仙」にちなんだ献立や地場産物を使用した特色ある給食を実施し、食育を推進しました。スポーツテストの平均記録は県と同程度ですが、全国と比較すると、多くの種目で大きく上回っています。また、様々な種目で高い全国レベルの選手や記録を輩出しています。

【スポーツ】（基本施策 10）

スポーツ推進計画等に基づき、地域の指導者や各種スポーツ団体とも連携し、各種スポーツ振興施策を推進しました。近年の健康志向の高まりもあり、「成人市民の週 1 回以上のスポーツ実施率」は平成 16 年度 25.3%から平成 24 年度 48.1%と向上しています。今後は、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックも好機と捉えながら、各種のスポーツ教室やイベント、指導者の育成支援の内容充実を図り、参加者の拡大に努めるものとします。

第4章 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

分野	基本施策（9）
産業経済	【農業】【農村環境】【商店街】【企業活動】【新たな産業】【雇用】
文化・芸術・観光	【観光】【歴史・文化】【芸術・文化】

◆指標

項目	現在の数値	H22 年頃	H13 年頃
農家数	1,006 戸(H22)	1,182 戸 (H17)	1,462 戸 (H12)
農家人口	3,957 人(H22)	5,023 人 (H17)	7,805 人 (H12)
商店数（卸売）	148 店 (H24)	160 店 (H19)	177 (H14)
商店数（小売）	661 店 (H24)	931 店 (H19)	1,094 店 (H14)
中小企業融資件数	53 件 (H25)	29 件 (H22)	14 件 (H13)
中小企業融資額	477,700 千円(H26)	219,900 千円(H22)	76,800 千円 (H13)
観光入込客数	1,462,660 人 (H26)	1,423,384 人 (H22)	—
美術館利用者数	83,820 人 (H26)	84,180 人 (H22)	67,866 人 (H13)
旧堀田邸等 3 館入館者数	43,351 人 (H26)	43,546 人 (H22)	34,861 人 (H13)

【農業】（基本施策 1, 2）

新規就農希望者への支援、担い手に対し農地の集積を図った結果、平成 23 年度から 26 年度までに新規就農者 13 人、新たに農地を集積した面積は 132.51ha となりました。また地産地消や 6 次産業化の支援により農家所得の増加に努めました。さらに、農業者と地域住民が共同で実施する、農地・農業用水等の保全管理や農村環境の向上の取組を行う活動団体に対し支援を行いました。このほか、印旛沼周辺地域の更なる活性化を図る「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」を平成 25 年 11 月に策定しました。佐倉草ぶえの丘バラ園は、バラの原種やオールドローズの収集・保存によるバラ文化の啓蒙活動やボランティアによる活動が評価され、アメリカの「ハンチントン財団」から、アジアで初めて「殿堂入りバラ園」として、平成 26 年 2 月に表彰されるなど成果を上げています。

一方、農業従事者の減少、高齢化、農業生産額や農業所得の減少、農地面積の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、認定農業者の育成や農地の集積化などをさらに推進し、農業生産の継続が可能となる施策を展開する必要があります。

【商工業】（基本施策 3, 4, 5）

既存の企業誘致助成金制度を拡大（対象区域、対象事業者、対象経費、助成額、助成期間等）するとともに、ふるさと融資制度を創設するなど、企業誘致施策を積極的に展開し、新たに 3 社の支援を開始することができました。

起業支援は、計画開始前まで具体的な取組がありませんでしたが、平成 23 年度に起業支援事業補助金、25 年度に創業者への融資制度の創設等を行ったほか、起業意識を啓発・育成するためのセミナーや講演会を実施するなど、支援メニューを充実させました。

商店街活性化施策としては、地域の商業団体等を対象とする「街中にぎわい推進事業」を実施し、商店会街路灯の LED 化やホームページ作成による情報発信、にぎわい創出のためのイベント事業などに対して支援を行いました。しかし、消費税率の引き上げや大型店進出、インターネットショッピングの台頭、後継者不足など商店会を取り巻く環境は依然として厳しく、これまで以上にぎわいのある商店街づくりへの支援が必要です。

【雇用】（基本施策 6）

地域職業相談室では年間約 1 万 5 千～2 万件の職業相談があり、うち約 800 件が就職に結びつきました。

障害者雇用促進事業として、新規に障害者を雇用する事業者に対してその雇用に係る費用の一部を助成しています。制度開始（21 年度）当初は利用がありませんでしたが、事業所への周知や要件緩和を行った結果、23 年度以降は着実な実績を得ています。

また、佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、4 年間で 14 人の技術者を育成することができましたが、訓練生の減少から、26 年度末をもって廃校となりました。

【観光】（基本施策 7）

観光協会や商工会議所と連携して、花火大会・時代まつり・チューリップフェスタなど様々なイベントを実施しました。特に、時代行列を中心に開催されていた「時代まつり」を、江戸時代の城下町佐倉の再現をする体験型イベントへと変更しました。また、平成 22 年度から 29 年度まで「佐倉・城下町 400 年」と位置づけた記念事業を行うなど、佐倉の歴史と文化を市内外へ広く発信し、観光客の集客を図っています。

観光入込客数は、東日本大震災の影響等により一時減少しましたが、26 年度には計画開始前の 22 年度の数値を上回る水準まで回復しました。

課題としては、観光施設が点在し連続性に乏しいことから、来訪者の滞在時間が少なく、市内での消費に結びついていないことが挙げられます。今後は観光施設間に回遊性をもたせ、滞在時間の延長を図る施策が必要です。

【歴史・文化】（基本施策 8）

国・県・市の指定文化財などの豊富な歴史文化資産の保護、調査を進めました。その結果、旧堀田正倫庭園の国名勝指定などの成果をあげることができました。また、東日本大震災で被災した指定・登録文化財の修復を重点的に進めました。歴史文化資産の活用策としては、「ぶらり佐倉検定」をはじめとする各種普及事業、学校・公民館等への講師派遣を実施し、佐倉の歴史・文化の周知

に努めました。

【芸術】（基本施策 9）

市民が身近に音楽文化に触れられるよう、クラシックを中心とした質の高い演奏会を市民音楽ホール等で開催したほか、合唱や吹奏楽などのフェスティバルも開催し、音楽活動に参加できる機会の提供に努め、これら主催公演等での年間入場者数は増加しています。更には、小学生、中学生を対象としたオーケストラや和楽器の演奏会、ハンドベル教室等も開催し、幅広い年齢層の方に音楽文化の普及、充実を図りました。課題として、市民音楽ホールの施設設備は老朽化が進んでいることから、迅速な修繕対応や計画的な予防保全に努めていく必要があります。

佐倉市立美術館では、開館 20 周年記念事業として平成 26 年度に「佐倉学 浅井忠展」を開催しました。観覧者数は 7 千人近くを数え、市内のみならず全国から多くの洋画ファンを呼び込み、佐倉市ゆかりの作家の画業を市内外に発信することができました。

第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

分野	基本施策（7）
都市基盤	【都市計画】【住宅】【道路】【上下水道】【下水道】【公園】【公共交通】

◆指標

項目	現在の数値	H22 年頃	H13 年頃
路線バス利用者数	3,931,411 人(H25)	4,130,307 人(H21)	3,963,393 人(H17)
都市公園数	336 園(H26)	292 園(H20)	262 園(H13)
都市公園面積	152.52ha(H26)	145.60ha(H20)	134.40ha(H13)
下水道普及率	92.1%(H25)	90.9%(H20)	88.7%(H13)
水洗化率	97.5%(H25)	96.0%(H20)	93.2%(H13)
都市計画道路整備率	61.0%(H26)	55.6%(H22)	52.3%(H13)
都市計画道路整備済延長	49,334m(H26)	44,833m(H22)	42,157m(H13)
佐倉市道延長	1,179,286m(H26)	1,160,301m(H23)	1,119,257m(H13)
佐倉市道路線数	4,308 路線(H26)	4,149 路線(H23)	3,948 路線(H13)

【都市計画】（基本施策 1）

佐倉市都市マスタープラン及び地域別構想を策定し、併せて歴史的な街並み、良好な自然環境を持つ佐倉市の景観形成に努めるため、景観計画の策定作業を進めています。今後は、立地適正化計画により居住誘導区域を定め、地域活力の維持向上を図り、鉄道駅等を中心とした区域に医療、福祉、商業施設などの都市機能を効果的に誘導することで、歩いて暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

【住宅】（基本施策 2）

マスタープランとなる住生活基本計画を策定するとともに、既存市営住宅の長寿命化計画を策定し、改修工事に着手しました。また、地域住民の安全安心な生活を確保するための対策として、近年増加している空き家物件の情報を広く内外に提供するため、空き家バンクを開設しました。定住人口の維持・増加策の一環として、空き家を購入しリフォームする子育て世帯や若者世帯に対する費用補助などにも着手します。

【道路】（基本施策 3）

歴史的な街並みの景観形成を図るために実施した新町の電線地中化事業が完了しました。また、昭和 62 年の着手以来、長年の懸案事項であった都市計画道路勝田台長熊線（志津霊園区間）が開通し、国道 16 号と国道 51 号を結ぶ市の東西幹線の 1 つが完成しました。また、都市計画道路太田高岡線の未整備区間の

うち山王入口交差点から藤治台団地までの整備と、高崎地区と城地区を結ぶ市道を暫定拡幅整備したことにより、特に朝夕の周辺生活道路の交通流入を緩和することができました。更に、第三工業団地と国道 51 号をつなぐ市道 6-263 号線が完成し、国道 51 号の朝夕の混雑緩和に効果を発揮しています。今後は市道 6-263 号線の効果を更に発揮させるため、都市計画道路馬渡萩山線の新林橋以南の整備、更には、千葉県が着手済の同都市計画道路田町工区の整備を促進し、市の南北幹線の完成を目指します。

一方、国の補助制度の見直しが追い風となり、既存道路及び道路施設の大規模改修が進みました。併せて橋梁の長寿命化対策の実施に着手しました。

今後は、自転車通行空間の整備などの歩車分離、観光振興のための道路整備なども進めていく必要があります。

【上水道】（基本施策 4）

安定的な水の供給を行えるように、地震に弱い石綿セメント管の布設替を平成 24 年度に終了し、老朽管の改修、出細り箇所等の改修、浄水場施設の長寿命化等を進めてきました。今後も施設の改修を進めるとともに、安定的な水供給のため、八ツ場ダム等の完成に伴う受水費の増加を考慮し、健全な経営を維持していく必要があります。

【下水道】（基本施策 5）

雨水処理については、浸水被害を解消するために、井野地区で八千代市と協力して改修を進めている高野川の佐倉市域関連事業を完了しました。また、千成地区における雨水管渠改修事業も平成 27 年度に完了する予定です。

污水处理に関しては、佐倉市の公共下水道普及率は 92.1%(H25)で、県内でも有数の高さです。市街化区域の整備はほぼ終了し、市街化区域に隣接する調整区域の整備を進めていますが、調整区域での整備は、受益者の負担が大きく、普及率を上げるのが難しい状況です。合併浄化槽への方針転換も含め、市全体の計画を検討していく必要があります。また、整備開始から約 50 年が経過し、既存管渠は更新時期を迎えています。これらの長寿命化等の対策には多大な経費を要することから、公共下水道の料金設定など安定的な経営の維持に努めていく必要があります。

【公園、緑地】（基本施策 6）

岩名運動公園のサッカーラグビー等多目的球技場が平成 26 年に完成しました。野球場は佐倉市出身の国民的ヒーローの名前を冠した長嶋茂雄記念岩名球場へと名称変更し、その価値を高めました。今後は施設の改修に着手します。

また、印旛沼周辺の活性化プラン、印旛沼流域かわまちづくり計画に基づき、観光及び親水拠点として、ふるさと広場の整備にも着手します。そのほか、既存の公園施設の長寿命化対策に着手する必要があります。

【公共交通】（基本施策 7）

南部地域のデマンド交通や内郷地区の循環バスの運行、また既存の民間バス

路線への助成などにより、市内バス交通等の維持に努めています。

鉄道に関しては、京成電鉄㈱、東日本旅客鉄道㈱に要望活動を実施するなど、市民の利便性の確保、向上に努めた結果、終電の繰り下げ、増発などがされています。

今後は、これまでの通勤、通学者に関する施策だけでなく、高齢化社会に向けた地域内の移動手段として、新規のバス交通の路線や運行手法等についても検討していく必要があります。

第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

分野	基本施策（11）
市民参画	【地域コミュニティ】【市民活動】
国際・人権	【人権】【男女平等参画推進】【平和】【国際化】
行政運営	【情報発信・市政情報の提供・市民意見の反映】【行政運営】【財政運営】【資産管理】【市民サービス】

◆指標

項目	現在の数値	平成 22 年度頃	平成 13 年度頃
人口千人当り職員数	51.65 人	50.37 人	60.66 人
市民公益活動団体登録数	175 団体	158 団体	約 50 団体 (平成 19 年度)
自治会町内会加入率	72.1%	74.7%	79.8%
市税徴収率（現年＋滞納）	91.11%	89.46%	-
公共施設延床面積	358,036 m ²	346,591 m ²	329,173 m ²
財政健全化判断比率 (実質公債費比率)	5.1%	6.6%	(平成 19 年度) 8.3%
(将来負担比率)	—	—	23.8%
出張所、派出所、市民サービス センター利用者数	108,849 件/ 51%	119,443 件/ 54%	150,220 件 48%

※将来負担比率の「—」表示はマイナス数値

【市民協働】（基本施策 1， 2）

地域における課題を地域社会で解決するために重要な市民の自治活動を促進し、市民参画のまちづくりを活発化するため、市民と行政が互いの立場と役割を理解して連携・協働できる環境の整備を目指した施策を展開しました。

小学校区を単位として地域の課題解決に取り組む地域まちづくり協議会の設立は、平成 19 年度に開始され、現在、最終目的団体数の半数にあたる 11 団体が活動しています。

一方で、従来の地域基盤組織である自治会・町内会等の加入率については、若干低下しています。今後も継続して、各団体への経費補助や団体間の連携の機会となる場の提供や各団体の活動がより充実したものとなるよう、情報提供などによる支援を行います。

また、地域活力の向上に肝要な市民公益活動の登録団体数は、ここ数年横ばい傾向となっています。行政だけが公共サービスを担う体制では、住民ニーズにきめ細かく対応することは困難であり、人口減少・少子高齢化が進む局面では、更に市民の協力なしには解決できない課題が増加することが予想されます。

より市民公益活動団体の活動が活発となるような支援や、全ての施策において事業の構想から事後の評価にいたるまで、市民協働により進める仕組みづくりを推進していく必要があります。

【国際・人権】（基本施策 3， 4， 5， 6）

お互いの人権を尊重しあい、男女がともに参画でき、かつ、一人一人が恒久平和を願って行動し、国際化を推進するまちとするため、あらゆる分野において相互理解が進むよう市民の意識を啓発するとともに市民のニーズを把握して、市の様々な施策に反映するように努めました。

男女平等参画推進センターではセミナー開催など、継続したサービスを提供することで、男女平等参画推進の拠点として、安定した利用者数を確保することができました。

「平和条例」に基づき平和と非核に向けた取り組みを進めるため、中学生代表による平和使節団の被爆地訪問などの事業を継続し、（平成 26 年度までに 45 人の中学生を被爆地に派遣）、更に、平成 26 年度には市制施行 60 周年記念事業の一環として、長崎市長による講演会を開催することで平和の大切さを市民に啓発する機会を設けました。

また、外国語広報紙を発行したり、日本語講座の実施回数を週 2 回から週 3 回に増やしたり、国際化の進展により増加した外国人市民へのサービス提供を行い、一方で国際理解促進の為に講演会を開催しました。

国際・人権分野においては正しい知識を定着していくことが肝要となり、このためには啓発活動等の施策を引き続き、定期的・計画的に行っていく必要があります。

【情報発信】（基本施策 7）

市政情報発信のため、また市民が意見を寄せやすいように誰もが必要な情報を得られるアクセシビリティに配慮して市のホームページのリニューアルを行いました。

【行政運営】（基本施策 8， 9， 11）

質の高い行政運営の確立のため、平成 25 年度に平成 27 年度までを推進期間とする第 5 次佐倉市行政改革大綱を策定しました。大綱の 3 つの基本方針と 8 つの方策に基づく具体的な改革の項目を実施計画に定め、第 4 次行政改革実施計画で未完了となった 2 項目を含む 31 項目に取り組んでいます。

更に、業務の効率化の一環として、人事・厚生等にかかる事務システムを整備し、作業の効率化を図りました。また県内自治体で共同運営するシステムの利用や窓口委託を継続することで、市民の利便性を保ちました。今後は社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴った既存システムの改修を進めていきます。

財政面では、市債の借入を抑制し、事業の精査や見直しを進め、市債残高を低減させ、財政調整基金に一定額を積み立てました。これらにより、財政状況

の健全化を示す各種指標は好転しています。

【資産管理】（基本施策 10）

限られた財源を活用し、継続して安定した市民サービスを提供するとともに、市民の利便性の向上に努めるため、資産管理においては、施設白書の更新作業を通じて、市所有施設の情報の充実を図りつつ、公共施設の保全、長寿命化のための施設情報の把握や改修等を行い、老朽化した本庁舎においても、市民が安全に使用できるように維持に必要な設備改修等を実施しています。

今後は平成28年度までに策定する「公共施設等総合管理計画」において、市の公共施設についての現状把握及び分析を行い、点検や修繕における方針等を具体化していく必要があります。

6 「総括レポート」まとめ

本総括レポートにおいては、成果指標を設定した施策評価を実施してきたことにより、総合的な所見による総括のほか、定量的なデータに基づく評価を行うことができる程度可能となりました。

しかし、前期基本計画の策定時は、成果指標やその目標値の設定について、基本施策の目的に対する妥当性を十分精査できなかったこともあり、日常的な取組において成果指標が意識されることが少なかったと考えます。

また佐倉市行政評価懇話会からは、市民と一緒に目指せるような指標の設定や、目標達成のために複数の関係課が組織横断的に連携する仕組みなどに取り組むべきとのご意見をいただいています。第4次佐倉市総合計画後期基本計画策定の中で、引き続き検討し、対応策を具体化していきます。

今後も、少子化高齢化、環境問題、安全安心を取り巻く諸問題など様々な課題が山積みする一方で、地方財政はきわめて厳しい状況が続くことが予想されます。一人ひとりの市民が安心して生活できるようにするためには、行政がその役割を最大限に発揮することは当然ですが、市民と行政との協働による「地域力」を発揮することが、これまで以上に求められるようになってきます。また、企業・事業者とも連携し、地域産業の競争力強化や就業・雇用創出など、市民の生活を支える取り組みも、益々重要になってきています。

おわりに

平成23年度から取り組んできた第4次佐倉市総合計画前期基本計画については、これまで市民や企業・事業者のみなさまとともに推進してきた結果、全体としては概ね順調に進んできたものと考えます。

これまでの成果と課題、また新たな地域課題を捉えながら、今後の対応方策の検討を行い、引き続き第4次佐倉市総合計画「歴史自然文化のまち」～佐倉への思いをかたちに～の実現化を図ってまいります。

平成28年度からの第4次佐倉市総合計画後期基本計画についても、市民の皆様とともに、オール佐倉での策定・実施を目指してまいります。

資料 1 第 4 次佐倉市総合計画体系表

第 4 次佐倉市総合計画体系表

第 4 次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第 1 章 (思いやりと希望にみちたまちづくり)	基本施策 1	地域福祉活動が盛んなまちにします	わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます
			だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます
	基本施策 2	市民の健康づくりを支えるまちにします	市民とともに健康づくりを推進します
			生活習慣病予防を推進します
			がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます
	基本施策 3	健やかな親子づくりに取り組むまちにします	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健診、相談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支援を行います
			乳幼児・小児の感染症予防を進めます
	基本施策 4	安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	保育サービスの拡充を図ります
			放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります
			子育てに係る経済的負担の軽減に努めます
			ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります
	基本施策 5	子どもが安全に暮らせるまちにします	児童虐待防止対策を進めます
	基本施策 6	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	地域における子育て協力体制を整備します
			子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います
	基本施策 7	高齢者が安心して暮らせるまちにします	高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
	基本施策7	高齢者が安心して暮らせる まちにします	安心な老後を支える仕組みづくりに 努めます
			健康でいきいきとした生活づくりに 努めます
	基本施策8	高齢者が生きがいを感じら れるまちにします	高齢者が楽しく生きがいのある暮ら しづくりに努めます
	基本施策9	障害がある人も、その人ら しく暮らせるまちにします	障害に対する意識の啓発に努めます
			暮らしの基盤となる支援（横断的支 援）に努めます
	基本施策 10	地域医療が充実し、市民が 安心して暮らせるまちにしま す	個々の障害の特性に応じた支援（個 別的支援）に努めます
			医療に関する情報の提供に努めます
			救急医療体制を維持・充実します
			特定疾患の患者の支援に努めます
	基本施策 11	安心して介護サービスを受 けることができるまちにし ます	健康危機対策を充実します
			介護を必要とする保険者が、安心し て介護サービスを受けられるまちづ くり努めます
	基本施策 12	適正に国民健康保険制度・ 高齢者医療制度を運用する まちにします	適正に国民健康保険を運用するまち にします
			医療費の適正化に向け、予防医療の 一環として特定健診、特定保健指導 を実施します
			医療費の適正化に向け、千葉県後期 高齢者医療広域連合の委託を受け、 予防医療の一環として健康診査を実 施します
			高齢者医療制度の適正な運用に努め ます
	基本施策 13	生活困窮者の救済を行うま ちにします	生活困窮者に対する相談・支援体制 を充実させ、救済します

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）	基本施策1	自然環境が保全されたまちにします	印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります
			地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります
			公害の防止、汚染の回復を図ります
	基本施策2	地球環境に配慮したまちにします	市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります
			市役所の活動における温室効果ガス削減を図ります
	基本施策3	快適な生活環境が保たれたまちにします	計画的な一般廃棄物処理を行います
			ごみの減量化を図ります
			不法投棄の防止を図ります
			日常の生活環境の保全を図ります
	基本施策4	消防・救急体制が充実したまちにします	地域における消防力の充実を図ります
			消防・救急体制の整備を図ります
	基本施策5	防災体制が整備されたまちにします	防災に関する知識・意識の普及を図ります
			地域における災害への備えを支援します
			災害に備えた体制を整備します
	基本施策6	安全に暮らせるまちにします	犯罪の防止を図ります
			交通安全対策を推進します
	基本施策7	市民が気軽に相談できるまちにします	安心な消費生活を送れるように努めます
			法律相談などがしやすい環境整備に努めます

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第3章 (心豊かな人づくり・まちづくり)	基本施策1	市民が教育の主役になるまちにします	教育に市民が参加します
			市民とともに教育と文化を育みます
	基本施策2	佐倉学を推進します	佐倉学を推進します
			地域教材を活用した学習を推進します
	基本施策3	生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	生涯学習の環境を整備します
			公民館・図書館などで社会教育事業を推進します
	基本施策4	家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	家庭教育を支援します
			地域とのふれあいを増やします
			青少年の健全育成に取り組みます
	基本施策5	教育環境の整備を行います	学校の施設を整備します
			学校の教育環境を整備します
	基本施策6	確かな学力が向上するまちにします	確かな学力を定着させます
			学習意欲を向上させます
			指導の質を確保します
			教職員の資質を向上させます
	基本施策7	心の教育が充実したまちにします	心を育てる学習を充実します
			ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します
			読書を推進します
			芸術・文化学習を支援します
	基本施策8	地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	学校・家庭・地域が連携します
			幼稚園児の就園を支援します
	基本施策9	健康教育を推進するまちにします	学校給食を活かした食育を推進します
			児童生徒の健康教育を推進します
			体力向上を推進します
	基本施策10	スポーツが日常化したまちにします	生涯スポーツのサポート環境を充実させます
			スポーツに親しむ機会を提供します
			安全で快適なスポーツ施設を提供します

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第4章（明日へつながるまちづくり）	基本施策1	力強い農業ができるまちにします	力強い農業ができる生産体制にします
			地域農畜産物の消費拡大を推進します
	基本施策2	魅力あふれる農村環境のあるまちにします	豊かな農村と森林のあるまちにします
			都市と農村の交流を促進します
	基本施策3	商店街が元気なまちにします	魅力ある商業地を形成します
	基本施策4	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	企業の連携による地域経済の振興を図ります
			中小企業の経営安定を図ります
	基本施策5	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します。
			起業を促進します
	基本施策6	雇用が安定したまちにします	就業の促進、雇用の安定を図ります
	基本施策7	住んでよし、訪れてよしのまちにします	観光拠点などを充実させます
			観光行事を充実させます
			人材や団体の育成を支援します
			市のPR及び観光情報の収集・提供を行います
	基本施策8	「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします	歴史・文化を普及します
			歴史文化資産を保全・活用します
			歴史的建造物を保全・整備します
	基本施策9	芸術文化活動の盛んなまちにします	芸術・文化を普及します
			芸術・文化活動への参加を支援します
			芸術・文化とのふれあいの場を提供します

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第5章（住環境が整備されたまちづくり）	基本施策1	個性が活きる、住み続けた いまちにします	計画的で均衡のあるまちづくりに努 めます
			地域の個性を活かした健全なまちづ くり努めます
			景観形成による愛着と誇りをもてる まちづくりに努めます
			市民によるまちづくりに努めます
	基本施策2	住環境が良好なまちにしま す	良好な住環境に努めます
			適正な建築行政に努めます
	基本施策3	道路環境が充実した安全で 快適なまちにします	快適な道路環境に努めます
			交通危険箇所の解消に努めます
	基本施策4	安定した水の供給を行いま す	安全で安定した給水に努めます
			災害に強い水道施設の整備に努めま す
	基本施策5	生活環境の改善を推進する まちにします	生活系排水の適正処理に努めます
			雨水排水の処理施設の整備に努めま す
			水洗化の促進と安定経営に努めます
	基本施策6	花とみどりのまちにします	身近な憩いの場の創出に努めます
			花とみどりのまちを推進します
	基本施策7	公共交通機関が利用しやす いまちにします	地域にあった交通手段の確保に努め ます
			公共交通機関への要望及び支援に努 めます

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第6章 (ともに生き、 支え合うまちづくり)	基本施策1	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	まちづくりに対する市民の関心を高めます
			地域のまちづくり活動の環境を整備します
			市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います
			地域コミュニティ活動への支援を行います
			コミュニティの活動拠点を確保します
	基本施策2	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	市民公益活動に対する市民の関心を高めます
			市民公益活動を促進する環境を整えます
	基本施策3	お互いの人権を尊重しあうまちにします	人権施策に関する推進体制の充実を図ります
			人権問題について考える機会を提供します
			人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します
	基本施策4	あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします	男女平等についての意識の啓発を図ります
			男女が対等な立場で参画できる環境を整備します
			男女平等参画推進センターの機能を充実します
			DV対策を推進します
	基本施策5	一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	市民に恒久平和実現の大切さを啓発します
			恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します
	基本施策6	国際化推進のまちにします	多文化共生の地域づくりを推進します
			国際理解促進のための事業を支援します

第4次総合計画 【前期基本計画】			
章	基本施策		施策
第6章 (ともに生き、 支え合うまちづくり)	基本施策7	誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします	情報発信の拡大に努めます
			市政情報の提供に努めます
			統計情報の正確性の確保に努めます
			市民意見の市政への反映に努めます
	基本施策8	適正な行政運営の確立に努めます	適正な定員管理に努めます
			職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に努めます
			円滑な事務執行のための組織づくりに努めます
			市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施します
			広域的な行政を推進します
	基本施策9	健全な財政運営を進めます	持続可能な財政運営に努めます
			税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上に努めます
			資産をいかした財源確保に努めます
	基本施策10	次世代に良質な資産を引き継ぎます	公共施設利活用・保全方針を策定します
			公共施設に係る情報を提供します
			持続可能な公共施設の整備を推進します
			公共施設における公民の連携を推進します
	基本施策11	市民サービスの利便性の向上に努めます	市民が利用しやすい市民サービスの充実に努めます
			有効性・妥当性の高い情報システムの構築を図ります
			行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

資料2 佐倉市行政評価懇話会からの意見

第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

基本 施策	意見内容
1	・相談窓口の一元化、連携体制の強化 ・「地域福祉活動を盛んにします」の施策に対する手段（事業）が不足 ・民生委員・児童委員への支援強化 ・ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくり ・（仮称）地域福祉コーディネーター設置に向けた検討 ・社会福祉協議会の役割、効果、成果を分かりやすく公表する。
4	・保育サービスの多様化（ニーズ調査） ・民設民営に関する分かりやすい資料作成・説明 ・民間保育園に対し、保育の質の確保 ・教育委員会との連携または組織の一元化（理想の子育て環境を整備） ・学童保育所の校内設置の促進、学校との連携強化 ・ひとり親家庭に対する就労支援に際し、「家庭保育員」への就労を促す
5	・全戸訪問の機会を活かした、きめ細やかな活動 ・地域住民による子育て世帯へのあたたかい見守りを促す取組の推進 ・県児童相談所などとの連携強化 ・児童虐待防止ネットワークの取組周知と虐待問題に対応できる職員の育成
6	・必要なサービスが潜在的対象者に届く取組推進（アウトリーチ） ・スクールガードボランティア、学校、行政の連携強化 ・選ばれるまちづくりに向け、相互に支え合う仕組みなど子育て支援の強化 ・ファミリーサポート事業の周知、情報発信 ・育児不安解消のため、若い世代への取り組み（教育委員会との連携強化）
7	・高齢者の新たな位置づけ（社会を支える主人公として） ・年齢要件サービスの見直し、個別訪問など安否確認、高齢者の実態把握 ・なくてはならない事業の絞込み ・「認知症にやさしい佐倉」のPR ・介護予防事業の強化（健康寿命の延伸に関する関係課の連携）
8	・団塊の世代の活躍の場づくり、高齢者同士の交流の場づくり ・コミュニカレッジ事業など教育委員会との連携促進 ・敬老事業の見直し（参加率の向上、横の連携強化、プログラムの工夫） ・高齢者クラブの見直し ・ニーズにあった高齢者の就労対策、生涯学習との役割分担
11	・介護保険を必要としている人を探し出す取組

第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

基本 施策	意見内容
3	・ 市民一人ひとりの協力を得られる目標設定や具体的な行動に関する情報提供、広報紙を活用したコミュニケーションの促進 ・ 関係課と連携した高齢化社会への対応（家庭ごみ個別回収の検討など、様々な手法の研究） ・ 大規模災害時のゴミ処理機能の維持、対策の検討 ・ ゴミに関する施策や事業の推進にあたって女性の視点の活用 ・ 自治会との連携促進 ・ 環境美化活動と防犯活動の連携（割れ窓理論） ・ 国への要望（ゴミを生み出さない産業構造の推進など） ・ ゴミ屋敷対策 ・ 最終処分場の延命化（現状を評価、予断なく更なる減量化への取組） ・ 不法投棄対策（先進自治体の手法研究、市民、関係機関との連携強化）
5	・ 市庁舎と職員の被災も想定した上で、市が災害時に司令塔機能を果たし続けることを可能にするための防災計画の見直し、市民との協力関係強化 ・ 遠隔地の自治体等との連携強化 ・ 市民が主体となった災害時の活動事例の紹介 ・ 防災啓発センターの役割・機能の見直し ・ 自助・互助・共助の意識啓発、強化 ・ 危険箇所や避難場所が一目で分かるパンフレットの作成・配付 ・ 自主防災組織に対する継続支援 ・ 多様な被災者・多様な被災場所の想定を含めた計画の見直し、福祉部との連携強化 ・ 防災行政無線の計画的な整備と多様な情報伝達手段の拡大 ・ 危険ブロック塀対策や耐震診断の促進のための自治会との連携促進 ・ 巨大地震やゲリラ豪雨など新たな課題への対応
6	・ 地域団体の防犯活動との連携、まちづくり活動との連動 ・ 防犯パトロールの効果的な実施（情報をひとつの地図に集約、関係組織間での連携強化、地域まちづくり協議会との連携） ・ 空き地や空き家など、危険箇所の把握と解消に向けた取組、ハザードマップの作成 ・ 高齢者をターゲットにした犯罪への対応

第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

基本 施策	意見内容
1	・“安心して教育を任せられるまち佐倉”など、教育面で全国的に有名なまちを目指す。(特徴のある取組〔食育、不登校対策〕の強化や日本一や県内一などの指標を目指す。)
2	・佐倉市が独自に力を入れ工夫実践している佐倉学や朝の読書の更なる推進
3	・生涯学習施設の設置目的を再認識し、指定管理者や業務委託による民間の活力やノウハウの活用、公平な受益者負担の検討。
4	・地域と連携を行ったことによる学校、児童、生徒の変化を「効果」として把握し、広く地域へ情報発信する ・学童保育所における中高生との交流メニューの検討
8	・空き教室での子育て支援、地域活動などへの活用
9	・食育授業による児童や生徒の変化を「効果」として把握し、情報発信する

第4章 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

基本 施策	意見内容
3	・ 商店会等の主体的な取組の強化 ・ 「(仮称) 商店街研究会」の立ち上げ、官民連携での取り組み ・ 女性や若者の起業支援 ・ NPO などによる空き店舗の活用促進 ・ “日常の集客” に結びつく効果的なイベントの実施 (商店会)
4	・ 伝統工芸の存続 (購入しやすい価格帯の商品開発、楽しめる講座など) ・ 新たな工芸、若手作家への活動支援 ・ 市内中小企業の課題分析
5	・ 企業誘致における佐倉市の長所を把握するための比較分析 ・ 誘致エリアの拡大 (鉄道駅エリア) ・ 対象業種の拡大 (学校や研究所等、起業支援) ・ 市内事業所の維持 (既存の市内事業者との連携強化)
6	・ 市内失業者の状況分析 ・ 市内企業の社員募集状況の把握 ・ 雇用に関係する講座の実施 (雇用の流動化に耐えうる人材育成) ・ 多様な人材の活用 (ニート対策、高齢者、女性、障害者など)
7	・ 観光地としての魅力探し (①成功事例の調査、市の魅力把握調査、②観光コースの設定、③市域内での交流人口を増加させる取組、④民間企業との連携強化、外部人材の活用、専門企業への委託) ・ こどもをターゲットにした取組強化 ・ 国立歴史民俗博物館との連携 (来館者への情報提供など新たな連携) ・ 成田国際空港の活用 (近隣自治体と連携、外国人観光客、LCC)

第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

基本 施策	意見内容
1	・ 地域計画策定時の住民参画 ・ 都市マスタープランの推進における多様な関係者との調整、連携 ・ 小規模開発における住民と開発業者との調整役を担う
2	・ 住宅の耐震化に対する啓発の継続、高額な負担が難しい高齢者世帯に対する手法の検討
3	・ 自治会による道路の草刈協力などの推進 ・ 道路の保全整備の優先順位化 ・ 歩道に特化した改善計画（駅、病院、保育園、観光施設へのルート等） ・ 道路計画づくりへの市民参加、市民参加を整備優先度に反映する仕組みづくり ・ 災害時における初動時の救援・物流ルートを想定した道路の再点検、水運の活用検討 ・ 将来人口に見合った道路行政 ・ 高齢化社会への対応（健康寿命を延伸させる歩きやすいまち） ・ 新しい交通ルール の周知と市民の安全確保 ・ 観光施策と道路整備の連携 ・ 住宅地内の通過交通対策などの試験的実施（賛同が得られる自治会との協働） ・ 道路里親制度の活性化 ・ 住民自治力維持・強化と道路環境維持（自助・互助意識を高める働きかけ） ・ 交通危険箇所の解消と警察との連携 ・ 舗装、道路改修、除草、植栽の手入れ、路面損傷の補修など、対象箇所が重複・近接する場合の一括した工事等の計画的な実施 ・ 交通安全施設の一括発注など、県や他市町村との連携による検討 ・ 住みたい街としての魅力を高める投資としての道路整備
5	・ 下水道施設の長寿命化推進、ゲリラ豪雨に対応できる総合的な雨水対策 ・ 受益者負担についての理解促進（他市比較など高い下水道整備率と併せた説明） ・ 他の税金徴収と連携対応した下水道料金滞納者対策
6	・ 施策の推進策として「ばらのまちづくり」に担当課と連携して取り組む（福山市事例、「フラワーフェスタ」担当課、市民協働推進課との連携） ・ 定住人口増加策として、子育て支援に重点をおいた公園の活用 ・ 公園整備に住民の参画と協力

第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

基本 施策	意見内容
1	・ファミリー層など、若い世代が地域づくりに参加する機会の増加 ・まちづくり活動に関するプロフェッショナルな人材の活用 ・各自治会間の課題共有 ・地域まちづくり協議会の設立支援と活動継続サポート ・全庁的な市民協働推進方針の浸透と支援メニューなど種類増加検討
2	・ボランティアへの参加のきっかけづくりを強化、 ・ボランティア参加市民を増やすための取組検討（市民意識調査からの分析等） ・施策体系の将来的な見直し（自治会等の施策と NPO 支援施策が別施策）
8	・職員雇用の多様性検討（非正規職員の職層設定、短時間正規職員など） ・職員人件費について、コスト管理を目的とした独自の人件費算出、分析 ・前例にとらわれない女性職員の配置（女性の視点が必要な部署への配置） ・男性職員の育児休暇取得率向上 ・多様な採用形態の設定による能力の高い職員採用の工夫を継続 ・個々の職員の専門知識向上と人材育成の目標モデルの設計 ・スタッフ制の見直し ・市域を超えた重要課題の検討など関係自治体との積極的な調整

第4次総合計画【前期基本計画】								
章	No.	評価 年度	基本施策		担当部	担当課	施策数	施策
第1章（思いやりと希望にみちたまちづくり）	1	24	基本施策1	地域福祉活動が盛んな まちにします	福祉部	社会福祉課	2	わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めま す だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支 え合うまちづくりに努めます
	2		基本施策2	市民の健康づくりを支 えるまちにします	健康こども部	健康増進課	3	市民とともに健康づくりを推進します 生活習慣病予防を推進します がん・感染症などの早期発見・重症化防止に 努めます
	3		基本施策3	健やかな親子づくりに 取り組むまちにします	健康こども部	健康増進課	2	妊娠、出産、育児の各期に応じ、健診、相 談、訪問指導など母子の健康保持に必要な支 援を行います 乳幼児・小児の感染症予防を進めます
	4	24	基本施策4	安心して子どもを産み 育て、子育てしやすい まちにします	健康こども部	子育て支援課	4	保育サービスの拡充を図ります 放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図 ります 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図りま す
	5	24	基本施策5	子どもが安全に暮らせ るまちにします	健康こども部	児童青少年課	1	児童虐待防止対策を進めます
	6	24	基本施策6	地域ぐるみで子育てが できるやさしいまちに します	健康こども部	子育て支援課	2	地域における子育て協力体制を整備します 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくり を行います
	7	24	基本施策7	高齢者が安心して暮ら せるまちにします	福祉部	高齢者福祉課	3	高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 健康でいきいきとした生活づくりに努めます
	8	24	基本施策8	高齢者が生きがいを感じ られるまちにします	福祉部	高齢者福祉課	1	高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに 努めます
	9		基本施策9	障害がある人も、その 人らしく暮らせるまち にします	福祉部	障害福祉課	3	障害に対する意識の啓発に努めます 暮らしの基盤となる支援（横断的支援）に努 めます 個々の障害の特性に応じた支援（個別的支 援）に努めます
	10		基本施策10	地域医療が充実し、市 民が安心に暮らせるま ちにします	健康こども部	健康増進課	4	医療に関する情報の提供に努めます 救急医療体制を維持・充実します 特定疾患の患者の支援に努めます 健康危機対策を充実します
	11	24	基本施策11	安心して介護サービス を受けることができる まちにします	福祉部	高齢者福祉課	1	介護を必要とする保険者が、安心して介護 サービスを受けられるまちづくりに努めます
	12		基本施策12	適正に国民健康保険制 度・高齢者医療制度を 運用するまちにします	市民部	健康保険課	4	適正に国民健康保険を運用するまちにします 医療費の適正化に向け、予防医療の一環とし て特定健診、特定保健指導を実施します 医療費の適正化に向け、千葉県後期高齢者医 療広域連合の委託を受け、予防医療の一環と して健康診査を実施します 高齢者医療制度の適正な運用に努めます
	13		基本施策13	生活困窮者の救済を行 うまちにします	福祉部	社会福祉課	1	生活困窮者に対する相談・支援体制を充実さ せ、救済します
施策合計							31	事業合計

第4次総合計画【前期基本計画】								
章	No.	評価 年度	基本施策		担当部	担当課		施策
第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）	14		基本施策1	自然環境が保全された まちにします	環境部	環境保全課	4	印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります
								印旛沼の水環境の健全化を図ります
								地域の自然環境の知識の普及・啓発を図ります
								公害の防止、汚染の回復を図ります
	15		基本施策2	地球環境に配慮したま ちにします	環境部	生活環境課	2	市民生活における温室効果ガス削減の支援、 啓発を図ります
								市役所の活動における温室効果ガス削減を図 ります
	16	26	基本施策3	快適な生活環境が保た れたまちにします	環境部	廃棄物対策課	4	計画的な一般廃棄物処理を行います
								ごみの減量化を図ります
								不法投棄の防止を図ります
								日常の生活環境の保全を図ります
	17		基本施策4	消防・救急体制が充実 したまちにします	市民部	防災防犯課	2	地域における消防力の充実を図ります
								消防・救急体制の整備を図ります
	18	25	基本施策5	防災体制が整備された まちにします	市民部	防災防犯課	3	防災に関する知識・意識の普及を図ります
								地域における災害への備えを支援します
災害に備えた体制を整備します								
19	25	基本施策6	安全に暮らせるまちに します	市民部	防災防犯課	2	犯罪の防止を図ります	
							交通安全対策を推進します	
20		基本施策7	市民が気軽に相談でき るまちにします	市民部	自治人権推進課	2	安心な消費生活を送れるように努めます	
							法律相談などがしやすい環境整備に努めます	
					施策合計		19	事業合計

第4次総合計画（前期基本計画）

章	No.	評価 年度	基本施策	担当部	担当課		施策
第3章（心豊かな人づくり・まちづくり）	21	22	基本施策1 市民が教育の主役になる まちにします	教育委員会	教育総務課	2	教育に市民が参加します 市民とともに教育と文化を育みます
	22	22	基本施策2 佐倉学を推進します	教育委員会	社会教育課	2	佐倉学を推進します 地域教材を活用した学習を推進します
	23	22	基本施策3 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	教育委員会	社会教育課	2	生涯学習の環境を整備します 公民館・図書館などで社会教育事業を推進します
	24	22	基本施策4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	教育委員会	社会教育課	3	家庭教育を支援します 地域とのふれあいを増やします 青少年の健全育成に取り組みます
	25	22	基本施策5 教育環境の整備を行います	教育委員会	教育総務課	2	学校の施設を整備します 学校の教育環境を整備します
	26	22	基本施策6 確かな学力が向上する まちにします	教育委員会	指導課	4	確かな学力を定着させます 学習意欲を向上させます 指導の質を確保します 教職員の資質を向上させます
	27	22	基本施策7 心の教育が充実したまちにします	教育委員会	指導課	4	心を育てる学習を充実します ひとりひとりのニーズにあった教育を推進します 読書を推進します 芸術・文化学習を支援します
	28	22	基本施策8 地域から信頼され地域に 支えられる学校のある まちにします	教育委員会	学務課	2	学校・家庭・地域が連携します 幼稚園児の就園を支援します
	29	22	基本施策9 健康教育を推進する まちにします	教育委員会	指導課	3	学校給食を活かした食育を推進します 児童生徒の健康教育を推進します 体力向上を推進します
	30		基本施策10 スポーツが日常化した まちにします	健康こども部	生涯スポーツ課	3	生涯スポーツのサポート環境を充実させます スポーツに親しむ機会を提供します 安全で快適なスポーツ施設を提供します
	施策合計					27	事業合計

第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	評価 年度	基本施策	担当部	担当課		施策
第4章（明日へつながるまちづくり）	31		基本施策1 力強い農業ができるま ちにします	産業振興部	農政課	2	力強い農業ができる生産体制にします 地域農畜産物の消費拡大を推進します
	32		基本施策2 魅力あふれる農村環境 のあるまちにします	産業振興部	農政課	2	豊かな農村と森林のあるまちにします 都市と農村の交流を促進します
	33	25	基本施策3 商店街が元気なまちに します	産業振興部	産業振興課	1	魅力ある商業地を形成します
	34	25	基本施策4 さまざまな企業の活動 が盛んなまちにします	産業振興部	産業振興課	2	企業の連携による地域経済の振興を図ります 中小企業の経営安定を図ります
	35	25	基本施策5 企業誘致の促進、既存 企業の新たな展開を促 進します	産業振興部	産業振興課	2	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促 進します。 起業を促進します
	36	25	基本施策6 雇用が安定したまちに します	産業振興部	産業振興課	1	就業の促進、雇用の安定を図ります
	37	25	基本施策7 住んでよし、訪れてよ しのまちにします	産業振興部	産業振興課	4	観光拠点などを充実させます 観光行事を充実させます 人材や団体の育成を支援します 市のPR及び観光情報の収集・提供を行います
	38		基本施策8 「佐倉ならではの」を創 造・発信するまちにし ます	教育委員会	文化課	3	歴史・文化を普及します 歴史文化資産を保全・活用します 歴史的建造物を保全・整備します
	39		基本施策9 芸術文化活動の盛んな まちにします	教育委員会	文化課	3	芸術・文化を普及します 芸術・文化活動への参加を支援します 芸術・文化とのふれあいの場を提供します
	施策合計					20	事業合計

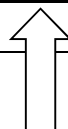
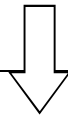
第4次総合計画 【前期基本計画】

章	No.	評価 年度	基本施策		担当部	担当課		施策
第5章（住環境が整備されたまちづくり）	40	23	基本施策1	個性が活きる、住み続けたいまちにします	都市部	都市計画課	4	計画的で均衡のあるまちづくりに努めます
								地域の個性を活かした健全なまちづくりに努めます
								景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりに努めます
								市民によるまちづくりに努めます
	41	23	基本施策2	住環境が良好なまちにします	都市部	建築指導課	2	良好な住環境に努めます
								適正な建築行政に努めます
	42	23 26	基本施策3	道路環境が充実した安全で快適なまちにします	土木部	道路維持課	2	快適な道路環境に努めます
								交通危険箇所の解消に努めます
	43		基本施策4	安定した水の供給を行います	上下水道部	施設課	2	安全で安定した給水に努めます
								災害に強い水道施設の整備に努めます
	44	23	基本施策5	生活環境の改善を推進するまちにします	上下水道部	下水道課	3	生活系排水の適正処理に努めます
								雨水排水の処理施設の整備に努めます
								水洗化の促進と安定経営に努めます
	45	23	基本施策6	花とみどりのまちにします	都市部	公園緑地課	2	身近な憩いの場の創出に努めます
								花とみどりのまちを推進します
	46		基本施策7	公共交通機関が利用しやすいまちにします	土木部	道路維持課	2	地域にあった交通手段の確保に努めます
								公共交通機関への要望及び支援に努めます
施策合計						17	事業合計	

第4次総合計画【前期基本計画】							
章	No.	評価 年度	基本施策		担当部	担当課	施策
第6章（ともに生き、 支え合うまちづくり）	47	25	基本施策1	地域のまちづくり活動 が盛んなまちにします	市民部	自治人権推進課	5 まちづくりに対する市民の関心を高めます 地域のまちづくり活動の環境を整備します 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 地域コミュニティ活動への支援を行います コミュニティの活動拠点を確保します
	48	25	基本施策2	ボランティアやNPOな どの活動が盛んなまち にします	市民部	自治人権推進課	2 市民公益活動に対する市民の関心を高めます 市民公益活動を促進する環境を整えます
	49		基本施策3	お互いの人権を尊重し あうまちにします	市民部	自治人権推進課	3 人権施策に関する推進体制の充実を図ります 人権問題について考える機会を提供します 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します
	50		基本施策4	あらゆる場への男女平 等参画推進のまちにし ます	市民部	自治人権推進課	4 男女平等についての意識の啓発を図ります 男女が対等な立場で参画できる環境を整備し ます 男女平等参画推進センターの機能を充実しま す DV対策を推進します
	51		基本施策5	一人ひとりが恒久平和 を願い行動するまちに します	企画政策部	広報課	2 市民に恒久平和実現の大切さを啓発します 恒久平和に向けた世界の取り組みと連携します
	52		基本施策6	国際化推進のまちにし ます	企画政策部	広報課	2 多文化共生の地域づくりを推進します 国際理解促進のための事業を支援します
	53		基本施策7	誰もが必要な情報を得 ることができ、自らの 意見を市政に反映する ことができるまちにし ます	企画政策部	広報課	4 情報発信の拡大に努めます 市政情報の提供に努めます 統計情報の正確性の確保に努めます 市民意見の市政への反映に努めます
	54	26	基本施策8	適正な行政運営の確立 に努めます	企画政策部	企画政策課	5 適正な定員管理に努めます 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成に 努めます 円滑な事務執行のための組織づくりに努めま す 市庁舎内で障害を持つ人の職業訓練を実施し ます 広域的な行政を推進します
	55		基本施策9	健全な財政運営を進め ます	企画政策部	財政課	3 持続可能な財政運営に努めます 税の公平、公正、効率的な賦課と徴収率向上 に努めます 資産をいかした財源確保に努めます
	56		基本施策10	次世代に良質な資産を 引き継ぎます	資産管理経営室	資産管理経営室	4 公共施設利活用・保全方針を策定します 公共施設に係る情報を提供します 持続可能な公共施設の整備を推進します 公共施設における公民の連携を推進します
	57		基本施策11	市民サービスの利便性 の向上に努めます	市民部	市民課	3 市民が利用しやすい市民サービスの充実に努 めます 有効性・妥当性の高い情報システムの構築を 図ります 行政手続きの簡素化と利便性の向上を図りま す
	57		施策合計			37	事業合計（再掲のぞく）

平成 27 年 7 月 30 日（木）
平成 27 年度第 1 回行政評価懇話会

部局との意見交換について（これまでの流れ）

評価 年度	事業 年度	委 員 会	懇話会			総合計画	
			任期	内容	部局との意見交換	計画期間	策定作業等
18				19 年 3 月委嘱			
19	18	実施	1 期	774 の行政サービス事業から懇話会で 133 事業を絞り込み、各事業に意見			
20	19	実施		・ 85 基本施策に対し意見			
21	20	実施	2 期	・ 85 基本施策に対し意見 ・ 実施計画事業 298 事業について意見 ・ 補助事業について意見	全部局との意見交換	第 3 次 （後期） 5 年間	次期総合計画 策定作業
22	21			・ 教育委員会所管の施策について意見	教育委員会との意見交換 （課長、担当者含む）		
23	22			・ 都市土木部所管の施策について意見 ・ 実施計画事業 18 事業へ意見	都市部・土木部 （課長・担当者含む）		平成 24 年度～ 実施計画見直し
24	23	実施		・ 福祉部、健康こども部所管の施策について意見（第 1 章）	福祉部・健康こども部 （課長、担当者含む）		平成 25 年度～ 実施計画見直し
25	24		3 期	・ 防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課（市民部・産業振興部）所管の施策について意見（2 章・4 章・6 章）	市民部・産業振興部 （防災防犯課、自治人権推進課、産業振興課）（担当者含む）	第 4 次 （前期） 5 年間	平成 26 年度～ 実施計画見直し
26	25		4 期	・ 廃棄物対策課、道路維持課、道路建設課、人事課、企画政策課所管の施策について意見（2 章・5 章・6 章）	環境部、土木部、総務部、企画政策部		実施計画見直し 第 4 次（後期） 策定作業
27	26						

意見交換 実施年度	所掌部局	章	第4次総合計画前期基本計画
			57 基本施策
21	各部局	(第3次総合計画時)	
22	教育委員会	3 章	10 施策
23	都市部・土木部	5 章	7 施策
24	福祉部・健康こども部	1 章	7 施策
25	市民部（防災防犯課、自治人権推進課） 産業振興部（産業振興課）	2章 4章 6章	9 施策
26	環境部（廃棄物対策課） 土木部（道路維持課、道路建設課） 総務部（人事課）、企画政策部（企画政策課）	2章 5章 6 章	3 施策

平成27年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール（案）

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月30日（木） （午後3時20分～）	第1回	・平成26年度行政評価の報告 ・第4次佐倉市総合計画前期基本計画総括レポートについて ・平成27年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） ・意見交換
8月 日 （ 時 分～）	第2回	・対象となる基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） ・意見交換について
9月 日 （ 時 分～）	第3回	・部局との意見交換（2～3基本施策）
10月 日 （ 時 分～）	第4回	・部局との意見交換（2～3基本施策）
11月 日 （ 時 分～）	第5回	・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について
12月 日 （ 時 分～）	第6回	・意見書のとりまとめ
1月 日 （ 時 分～）	第7回	・意見書提出